

# 向日市一般廃棄物処理基本計画

— みんなが優しくすむまち —  
「う・る・お・い」環境都市 むこうを目指して

【改訂版】

平成29年3月

向 日 市

## はじめに

わが国における資源・エネルギー消費は、生活を取り巻く社会・経済情勢の変化などを背景に増大しており、大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが豊かで便利な生活を支えてきました。

しかしながら、近年では、環境悪化が一国内のみにとどまらず、地球温暖化や生態系の危機、オゾン層の破壊などに代表されるように、地球規模へと拡大しており、その悪影響が問題となっております。

そのようなことから、国においては「循環型社会形成推進基本法」やリサイクル関連の法整備をはじめ、3R「ごみの発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」の推進を図ることで「循環型社会」の構築を目指しているところであります。

本市におきましても、平成19年3月に計画最終年度を平成33年度とする「向日市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、取り組んでまいりました。

しかし、近年、桂川・洛西口新市街地への大型商業施設や企業の進出に伴い、住宅の立地が急速に進んできているため、収集計画人口の変更をはじめ、廃棄物処理量の変更、減量目標、再資源化目標等の計画の見直しが必要になってまいりました。

こうした中で、市の上位計画である「ふるさと向日市創生計画」や「新向日市環境基本計画」に基づき、ごみの減量化や資源再利用の取組を強化し、さらなる持続可能な循環型社会を目指していくことを目的として、「向日市一般廃棄物処理基本計画」を改訂することといたしました。

今後、市では、改訂しました本計画をもとに総合的かつ計画的な施策の展開を図ってまいりますので、市民の皆さまには、その目的を十分ご理解いただき、一層のご協力をお願いいたします。

平成29年3月

向日市長 

---

# 目 次

---

## 第1部 序 論

第1章 計画の趣旨	1- 1
1) 計画の目的	1- 1
2) 計画の性格	1- 2
3) 見直しの背景	1- 3
4) 計画の期間	1- 4
5) 計画の範囲	1- 4
第2章 地域の概要	1- 5
1) 市の概要	1- 5
2) 自然条件	1- 6
3) 社会条件	1- 7
4) 地域環境の現状	1-11
5) 関連計画	1-14

## 第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	2- 1
1) ごみ処理の沿革	2- 1
2) 分別区分と処理フロー	2- 2
3) ごみ発生量の実績及びその性状	2- 4
4) ごみ処理の実績	2- 6
5) ごみ処理体制	2- 9
6) 関連計画	2-10
第2章 ごみ処理環境の動向	2-12
1) 関係法令等	2-12
2) 近隣市町村の動向	2-14
3) ごみ処理方法の動向	2-14
第3章 ごみ発生量の見込み	2-15

第4章	現状と課題	2-16
1)	現状	2-16
2)	課題	2-19
第5章	ごみ処理の基本方針	2-22
1)	基本方針	2-22
2)	数値目標	2-23
3)	ごみ処理量の見込み	2-27
4)	将来の分別区分	2-30
5)	適正処理に係る基本事項	2-30
6)	中間処理施設の整備に関する事項	2-36
第6章	排出抑制等に係る施策	2-38
1)	排出抑制策	2-38
2)	その他ごみの処理に関し必要な事項	2-46

### 第3部 生活排水処理基本計画

第1章	生活排水の排出状況	3- 1
1)	生活排水処理の現状	3- 1
2)	生活排水の予測	3- 7
第2章	生活排水の処理主体	3- 9
第3章	生活排水処理の基本方針	3-10
1)	生活排水処理の基本的な考え方	3-10
2)	生活排水処理の目標	3-10
3)	し尿・浄水槽汚泥の処理計画	3-12

### 資料編

ごみ発生量及び処理量の見込み

# 第1部 序論

# 第1章 計画の趣旨

## 1) 計画の目的

「循環型社会形成推進基本法」制定と前後して、リサイクル推進に係る関係法令等が制定され、現在はこれらの法制度が適正に運用されるよう、法改正が進んでいます。これらの関係法令等の制定や改正は大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、物質循環を確保して、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現を目的としています。「循環型社会」の実現は地球温暖化防止の観点からも重要であり、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の6種類）の長期的・継続的な排出量の削減を目的として、COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において採択された京都議定書が、平成17年2月に発効され、それ以降幾度となく気候変動枠組条約締約国会議が開催され、世界規模での協議が行われています。今後、地球温暖化問題への対処が必要とされる中で、廃棄物の焼却に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減に向けて、市町村では、廃棄物の中で一般廃棄物（産業廃棄物以外の「ごみ」及び「生活排水」）の排出抑制・再使用・再生利用の推進が求められています。

従って、まず、できる限りごみの排出を抑制し、次に、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、最終的に残されるものについては、適正な処分を確保することが基本となります。

また、生活排水については、下水道の普及による処理の推進が図られていますが、一部においては、今後も継続したし尿処理を進めていく必要があります。

このような背景のもと、向日市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、一般廃棄物の循環型処理を目標として、本市におけるごみの排出抑制、再生利用、減量化、適正処理及び生活排水処理の推進を図るために、周辺自治体の状況や上位計画との整合性を配慮しつつ、長期的かつ総合的視野に立った今後の基本的な方針を定め事業を推進するものです。

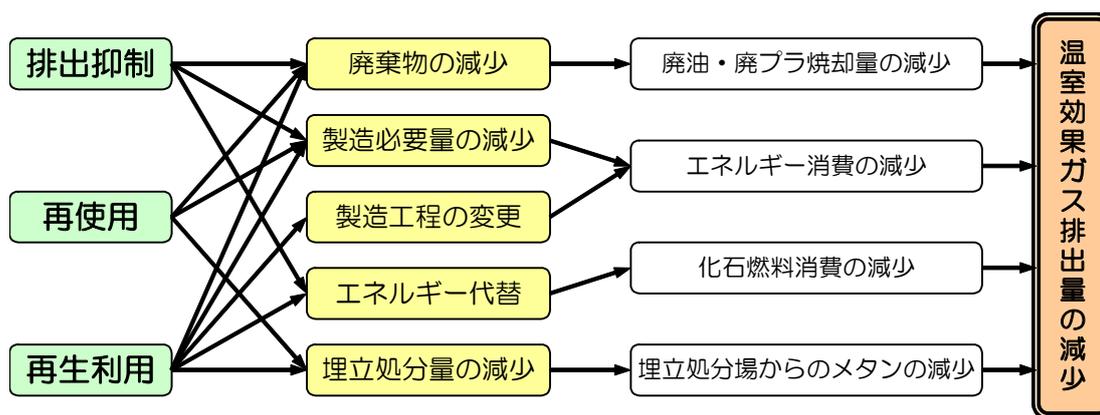


図1-1-1 廃棄物の処理と温室効果ガス排出量減少の関係

出典：循環型社会白書

## 2) 計画の性格

本計画は、「ふるさと向日市創生計画」及び「新向日市環境基本計画」を基に、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体化の方針を示すものです。

なお、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下、「廃棄物処理法」とします。）」に基づき策定される一般廃棄物処理計画のうち、市町村の一般廃棄物処理の基本方針となるものであり、本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）を策定します。

本計画の策定においては「廃棄物処理法」の他、「環境基本法（平成5年法律第91号）」、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、以下「資源有効利用促進法」とします。）」等各種法律及び「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第13号）」を遵守するものとします。

また、ごみの中間処理及び最終処分については、本市及び長岡京市・大山崎町（以下「関係市町」とします。）の2市1町で構成する乙訓環境衛生組合（以下「組合」とします。）で行っています。

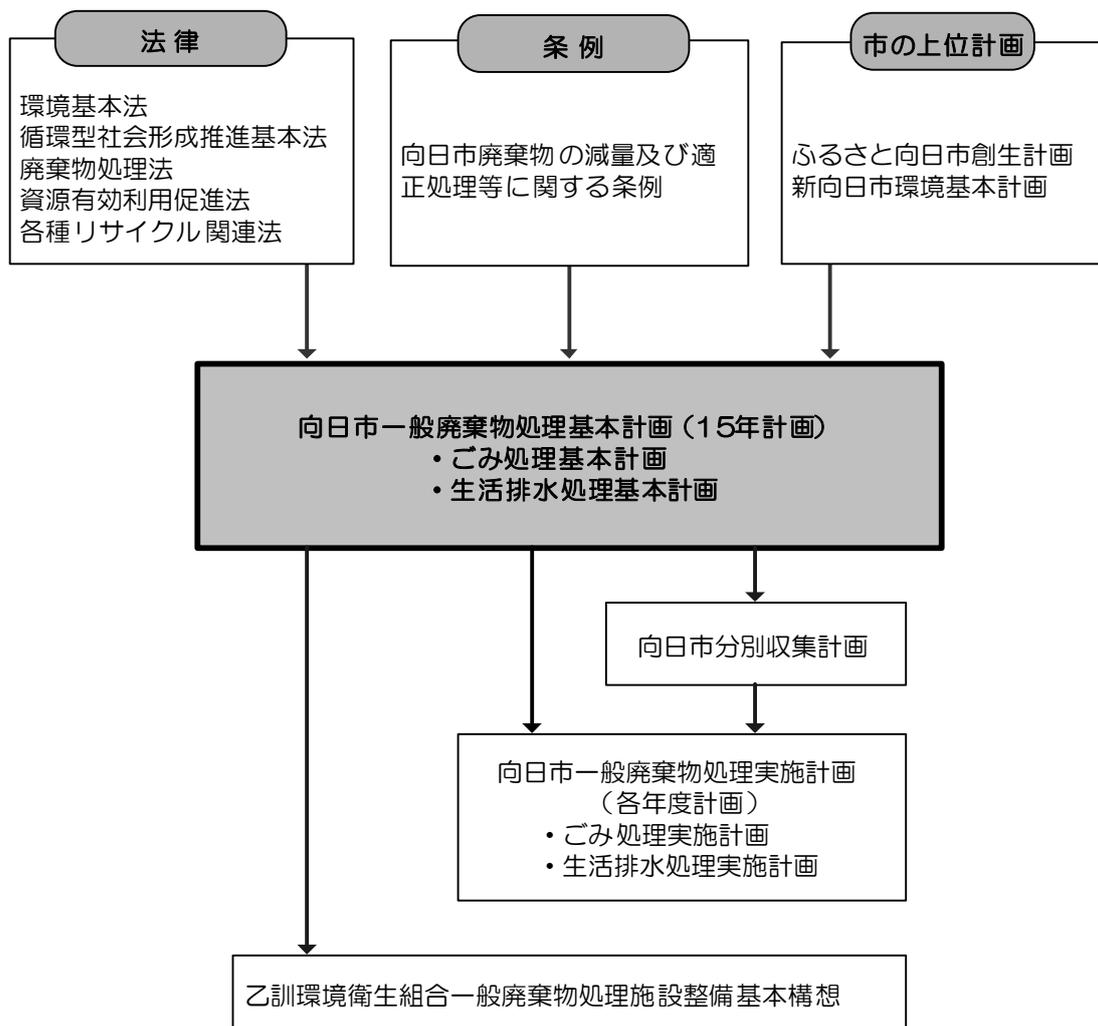


図1-1-2 計画の性格

### 3) 見直しの背景

近年、わが国において、廃棄物の不適正処理等の問題などが発生し、その対策として、さまざまな法改正等が講じられています。

地球温暖化防止の観点からも、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の6種類）の長期的・継続的な排出量の削減を目的として、平成27年12月にCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）が開催され、パリ協定が採択されたことで、地球温暖化問題への新たな対処が必要とされています。

本市においては、市の上位計画である「ふるさと向日市創生計画」及び「新向日市環境基本計画」において、本市の役割としてごみの減量化や資源の再利用といった取

組を強化することで、「持続可能な循環型社会」のさらなる推進を目指しています。

このような背景のもと、市の北部開発等に伴う人口増など、本市を取り巻く社会環境が大きく変化していることから、本計画を見直し、本市におけるごみの排出抑制、再生利用、減量化、適正処理及び生活排水処理等の推進を目指すこととします。

○主な見直し点

- (1) 北部開発等における収集計画人口の変化
- (2) 廃棄物処理量の変化
- (3) ごみ減量目標の変更
- (4) 再資源化目標の変更
- (5) 廃棄物処理に関する法制度の改正、計画、指針等の変更
- (6) 大阪湾広域臨海センターへの搬入量の変更

#### **4) 計画の期間**

本計画は平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年を計画期間としています。

今回の見直しに係る期間については、平成27年度を基準年度とし、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

#### **5) 計画の範囲**

行政区域全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。



## (2) 沿革

沿革は、以下に示すとおり、昭和47年に市制が施行され、現在に至っています。

表 1-2-2 本市の沿革

年 月	沿 革
明治22年 4月	市町村制施行により向日町誕生
昭和47年10月	市制施行

## 2) 自然条件

### (1) 地 形

地形は西部一帯が南北に細長く、標高35～80mの丘陵地（西ノ丘風致地区）が横たわり、竹林に囲まれた清閑な地域です。

本市の中央部は、住宅が集中し、1km<sup>2</sup>当たりの人口密度は、京都府下最高の過密状態を示しています。

東部は、平坦で耕地が多く、また交通網が集中し、東西1.2kmの間に、阪急電鉄京都線、JR京都線、JR東海道新幹線、国道171号線が通り、この地域も宅地化へと変貌しつつあります。

### (2) 水 系

市内には大きな河川はなく、西に小畑川が縦走し、大山崎町の南で淀川水系の桂川に合流しています。桂川は宇治川・木津川と合流して淀川となり、高槻市・枚方市・寝屋川市などを経て大阪平野を西南に流下し、大阪湾に注いでいます。

### (3) 気 象

気候はおおむね温和で、過ごしやすくなっています。平成26年の年間気象は、平均気温が16.9℃、最高40.9℃、最低-1.7℃、年間降雨量は1,186.0mmでした。

表 1-2-3 気温と降雨量 [平成22年～26年]

	単位	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
平均気温	℃	16.5	16.1	15.8	16.3	16.9
最高気温	℃	38.1	37.8	37.9	39.0	40.9
最低気温	℃	-2.3	-3.6	-3.4	-2.5	-1.7
年間降雨量	mm	1,669.0	1,492.6	1,401.5	1,361.5	1,186.0

資料：「乙訓の統計」（平成27年版） 京都府乙訓統計研究会  
観測地点 乙訓消防組合長岡京消防署

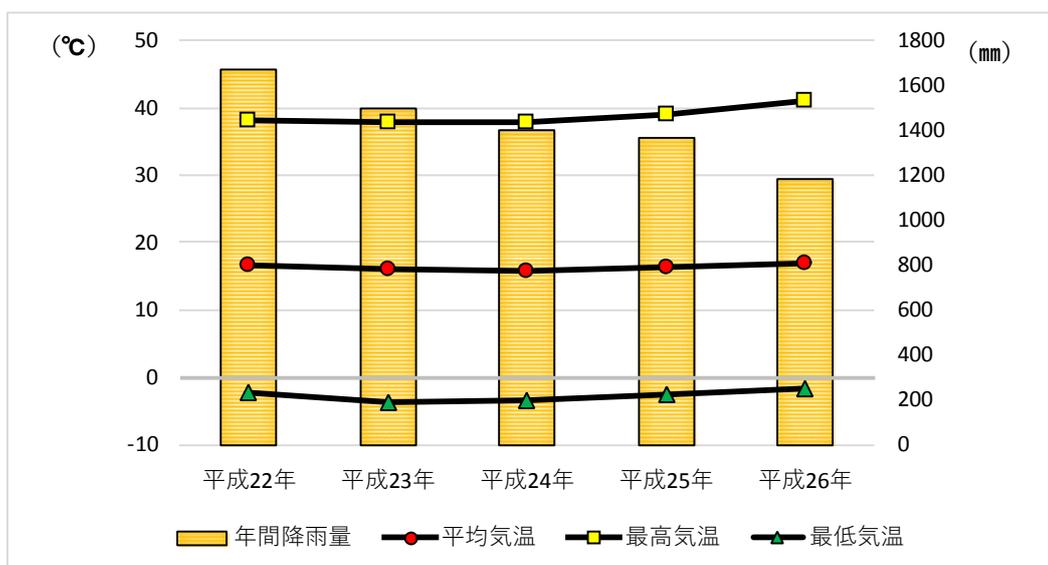


図 1-2-2 気温と降雨量 [平成22年～平成26年]

### 3) 社会条件

#### (1) 人口

昭和60年から平成27年の国勢調査による人口の推移は増加傾向がみられますが、近年においては緩やかな減少傾向になっています。

表 1-2-4 (1) 人口の推移

各年10月1日現在 (単位: 人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	52,216	52,928	53,290	53,425	55,041	54,328	53,380

資料: 総務庁統計局 (国勢調査報告)

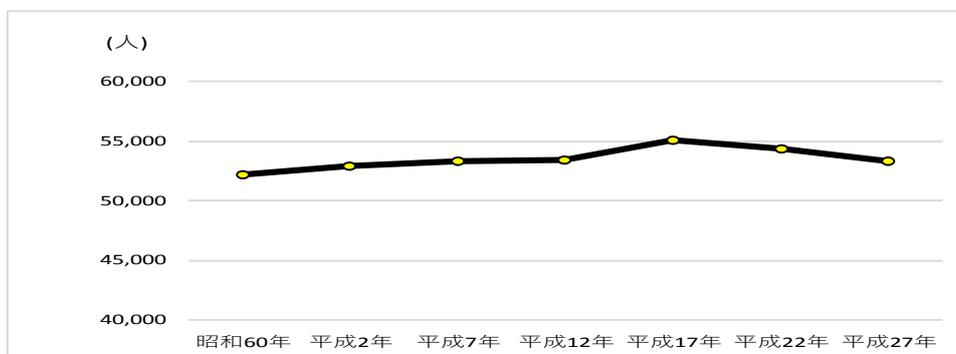


図 1-2-3 (1) 人口の推移

近年 10 年間（平成 19 年から平成 28 年）の人口（住民基本台帳（外国人登録人口含む））について、平成 26 年までは減少傾向でありましたが、市の北部開発に伴い近年では増加しています。

表 1-2-4 (2) 人口の推移

各年10月1日現在（単位：人）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513	55,563

資料：住民基本台帳（外国人登録人口含む）

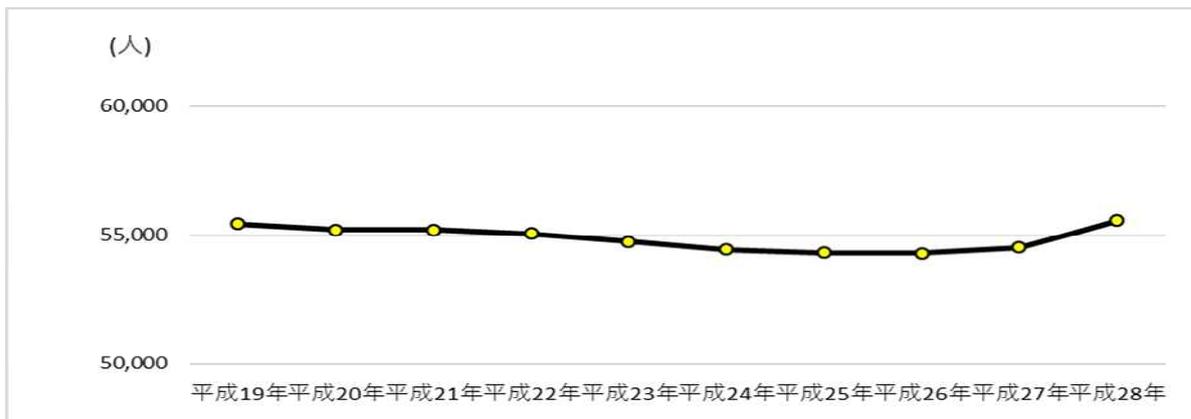


図 1-2-3 (2) 人口の推移

## (2) 産業の動向

平成 26 年の産業（大分類）構造をみると、事業所数では、卸売・小売業、飲食店（21.5%）とサービス業（46.2%）で全体の約 7 割を占め、次いで建設業（9.3%）の順となっています。従業者数では、卸売・小売業、飲食店（20.8%）とサービス業（45.5%）で全体の約 7 割を占め、次いで製造業（14.6%）の順となっています。

表 1-2-5 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

		総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	不動産・物品・賃貸業	サービス業	公務
		平成21年	事業所数	1,975	2	-	181	158	3	56	448	18	236
	従業者数	16,687	3	-	918	2,207	31	1,257	3,974	201	593	6,763	740
平成24年	事業所数	1,798	2	-	172	146	-	52	399	17	214	796	-
	従業者数	14,377	12	-	858	2,044	-	1,248	3,744	165	523	5,783	-
平成26年	事業所数	1,886	2	-	176	141	4	46	405	15	212	871	14
	従業者数	15,559	6	-	738	2,268	38	883	3,243	227	530	7,078	548

資料：「向日市統計書」

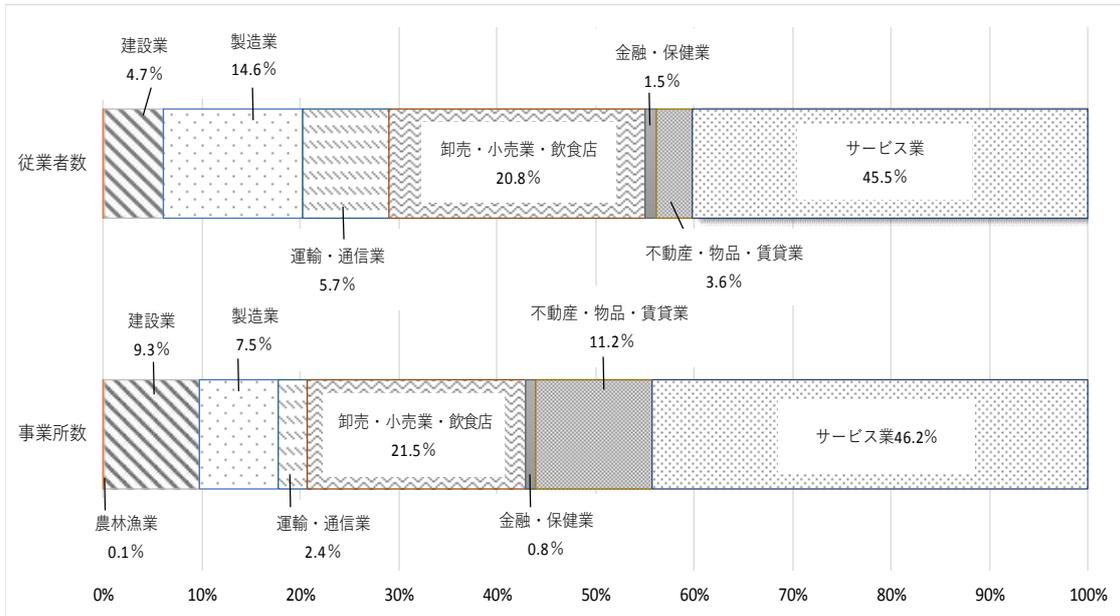


図 1-2-4 産業（大分類）別事業所数及び事業者数の比率〔平成26年〕

### (3) 土地利用

地目別土地利用面積は、宅地が約5割、農地（田・畑）が約3割、雑種地が約1.5割、山林が約0.5割の構成となっています。経年的にみると、宅地が増加傾向を示し、他は減少傾向を示しています。

表 1-2-6 地目別土地利用面積

(単位：千㎡)

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成24年	5,326	1,027	538	2,809	—	210	—	742
平成25年	5,302	969	535	2,860	—	210	—	729
平成26年	5,309	962	534	2,876	—	210	—	727

注) 課税の対象にならない土地を除く。

資料：「京都府統計書」（府地方課 固定資産税に関する概要調書）

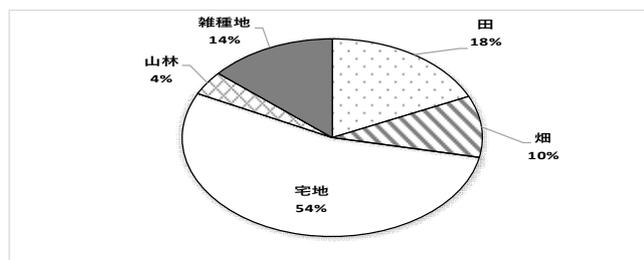


図 1-2-5 地目別土地面積の比率〔平成26年〕

#### (4) 道路・交通

##### a. 道路

本市の道路は、国道 171 号をはじめとして、府道・市道あわせて総延長 136,494m となっています。平成 27 年 4 月 1 日現在の舗装率は、国・府道は 100%、市道についても 96.7% とほとんどが舗装済となっています。

表 1-2-7 道路現況〔平成 27 年〕

平成 27 年 4 月 1 日

道路延長 (m)				舗装率 (%)		
総延長	国道	府道	市道	国道	府道	市道
136,494	2,123	12,670	121,701	100.0	100.0	96.7

資料：「向日市統計書」（平成 27 年版）

##### b. 鉄道

本市の鉄道は、JR 京都線と阪急電鉄京都線が併走し、大阪（梅田）に至っています。各駅の日当たり乗降客数は、JR 向日町駅と阪急電鉄東向日駅がそれぞれ約 8 千人前後、阪急電鉄西向日駅が約 6 千人前後で推移しています。

表 1-2-8 鉄道駅乗降客数

(単位：人/日)

	J R	阪急電鉄			
	向日町	東向日		西向日	
	乗客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数
平成 22 年	7,741	8,542	8,609	5,926	5,836
平成 23 年	7,763	7,726	7,810	6,053	6,000
平成 24 年	7,797	7,980	7,967	6,012	5,908
平成 25 年	7,971	8,212	8,098	6,098	5,923
平成 26 年	7,864	8,666	8,746	6,175	5,985

注) 年間乗客数の一日あたり平均である。

資料：「向日市統計書」（平成 27 年版）

#### (5) 都市計画

##### a. 用途地域

行政区域全体の約 70% が市街化区域 (524ha) となっており、その 3 分の 2 以上が、第 1 種住居地域を中心とした住居系の用途地域指定になっています。

表 1-2-9 用途地域指定状況〔平成24年〕

(単位：ha)

	都市 計画 区域	市街化 区域	用 途 地 域										市街化 調整 区域
			第1種 低層住 居専用 地域	第2種 低層住 居専用 地域	第1種 中高層 住居専 用地域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	
面積	767	524	124.8	1.4	25.9	206.8	10.8	15.4	32.0	4.6	31.7	70.6	243
比率	100.0%	68.3%	50.3%					4.8%		13.3%			31.7%

※端数処理の関係上、指定面積比の合計は100%になりません。

資料：「向日市統計書」(平成27年版)

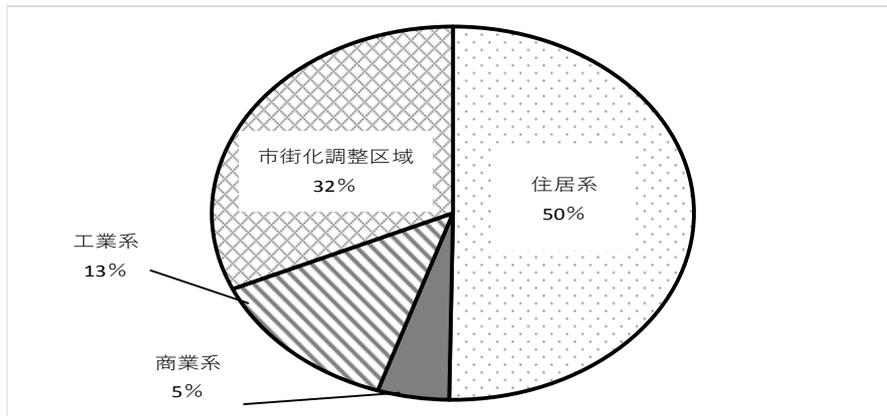


図 1-2-6 用途別面積の比率〔平成27年〕

## b. 公園の状況

公園は、都市計画公園を含め114ヶ所となっています。

表 1-2-10 公園の状況〔平成27年〕

総 数		都市公園				一般・児童公園		1人当たり 公園面積
		街区公園		その他の公園		園数	面積	
園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	
(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(㎡)
114	71,226	44	60,900	-	-	70	10,326	1.33

資料：「向日市統計書」(平成27年版)

## 4) 地域環境の現状

### (1) 大気環境

向陽測定局における一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物(NO、NO<sub>2</sub>、NO+NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)の平成26年度の測定結果は以下のとおりとなっています。

表 1-2-11 大気汚染常時監視測定結果

○一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物(NO、NO<sub>2</sub>、NO+NO<sub>2</sub>)

一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )										窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					
年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub> ) (%)		
(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)		
0.003	0.091	0.014	364	8749	0.009	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.012	0.122	0.034	72.0

○浮遊粒子状物質 (SPM)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有× 無○)	(日)
向陽	361	8680	0.016	0	0.0	0	0.0	0.079	0.039	○	0

○光化学オキシダント (Ox)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値		
				(日)	時間数とその割合	日数とその割合	(時間)				
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)		
向陽	365	5396	0.036	85	488	9.0	2	0.5	5	0.132	0.051

資料：「環境白書」（平成27年度版）京都府

(2) 水環境

付近の環境基準点（大山崎町内4ヶ所）における平成26年度の公共用水域水質測定結果（pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全磷）は、以下のとおりとなっています。

表 1-2-12 公共用水域水質測定結果

(単位：DO・BOD・COD・SS・全窒素・全磷はmg/ℓ、大腸菌群数はMPN/100mℓ)

水域名	河川名	地点名	測定値	H26							
				pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全磷
小畑川 下流	小畑川	小畑橋	年平均		8.4	0.7	2.9	3.0	17,000	0.86	0.026
			最大値	8.2	13.0	1.1	4.2	13.0	94,000	1.30	0.046
			最小値	6.4	5.4	<0.5	1.8	<1	490	0.35	0.007
桂川 下流(2)	小泉川	新山崎橋	年平均		8.4	0.7	2.5	1.0	22,000	0.97	0.021
			最大値	7.9	10.0	1.2	3.8	1	70,000	1.20	0.029
			最小値	6.7	6.9	<0.5	1.3	<1	700	0.73	0.010
	七間堀川	桂川 流入前	年平均		6.4	2.4	8.1	1.0	30.0	7.1	0.950
			最大値	7.3	8.0	3.1	9.1	2	49.0	9.1	1.300
			最小値	6.4	5.0	1.1	7.6	<1	6.8	5.4	0.750
	桂川	三川 合流前	年平均		7.6	0.9	4.0	4	7,900	4.4	0.300
			最大値	7.7	10.0	1.5	4.9	5	13,000	5.0	0.370
			最小値	6.5	5.7	0.6	3.2	3	790	3.6	0.240

注) 基準値：Ph 小畑川（小畑橋）・桂川（三川合流前）日間平均値6.5以上8.5以下  
 DO 小畑川（小畑橋）・桂川（三川合流前）日間平均値5mg/ℓ以上  
 BOD 小畑川（小畑橋）日間平均値5mg/ℓ以下 桂川（三川合流前）日間平均値3mg/ℓ以下  
 SS 小畑川（小畑橋）日間平均値50mg/ℓ以下 桂川（三川合流前）日間平均値25mg/ℓ以下  
 大腸菌群数 桂川（三川合流前）日間平均値5,000MPN/100mℓ以下  
 測定値がBODで「<0.5」、SSで「<1」の場合は平均値算定より除外しています。

資料：京都府保健環境研究所

### (3) 騒音・振動

道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（平成26年）では、市内の4測定地点のうち、昼間は1ヶ所、夜間は2ヶ所で環境基準非達成となっています。新幹線については、市内にある2ヶ所の実態調査地点で、高い騒音レベルを示しています。

表 1-2-13 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果〔平成26年〕

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)				
			開始	終了				からの距離	車の高さ	地上からの高さ	昼間	対環境基準値	対要請限度	夜間	対環境基準値
80	府道西京高槻線	向日市物集女町	H26.12.18	H26.12.19	2	B	有	2.8	1.2	70	○	○	64	○	○
81	府道西京高槻線	向日市寺戸町	H26.12.18	H26.12.19	2	A	有	1.3	1.2	73	×	○	67	×	○
82	府道西京高槻線	向日市上植野町	H26.12.18	H26.12.19	2	B	有	3.4	1.2	67	○	○	63	○	○
83	府道西京高槻線	向日市上植野町	H26.12.18	H26.12.19	4	B	有	4.0	1.2	64	○	○	57	○	○

資料：「環境白書」（平成27年度版）京都府

表 1-2-14 新幹線鉄道騒音・振動実態調査結果〔平成26年〕

地点番号	測定年月日	測定地点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の種類	防音壁		騒音レベル (dB)			騒音レベル (dB) 12.5m地点
					種類	構造物の高さ m		種類	構造物からの高さ m	12.5m地点	25m地点	50m地点	
⑥	H26.10.21	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調整区域 I	240	高架橋 (壁式ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.9	75	71	65	57
⑦	H26.10.21	向日市森本町佃 (下り側)	工業 II	244	高架橋 (壁式ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	74	75	68	58
騒音環境基準	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域のうち、向日市・長岡京市及び大山崎町の区域			I	第1・2種低層住専、第1・2種中高層住専、第1・2種住居、準住居					70以下			
				II	近隣商業、商業、準工業、工業					75以下			

資料：「環境白書」（平成27年度版）京都府

### (4) 公害苦情件数

平成22～26年度の公害苦情件数は、典型7公害の中では騒音に関するものが最も多くなっています。

表 1-2-15 種類別苦情件数

(単位：件)

	年度	典型7公害									典型7公害以外		合計
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	土壌汚染	計	不法投棄			
向日市	H22	5	3	6	-	-	5	-	19	7	-	26	
	H23	2	4	4	-	-	4	-	14	3	-	17	
	H24	2	-	10	-	-	3	-	15	9	-	24	
	H25	5	-	7	-	-	4	-	16	5	-	21	
	H26	2	2	3	-	-	2	-	9	2	-	11	
乙訓保健所 (京都府)	H22	11	9	16	-	-	8	-	44	26	-	70	
	H23	9	9	8	-	-	15	-	41	25	-	66	
	H24	3	9	18	4	-	17	-	51	24	-	75	
	H25	11	8	15	4	-	14	1	53	25	-	78	
	H26	16	8	23	-	-	14	-	61	10	-	71	

資料：市資料、京都府統計書

## 5) 関連計画

### (1) 関連計画

将来計画のうち、本計画に関連する計画は以下に示すとおりです。

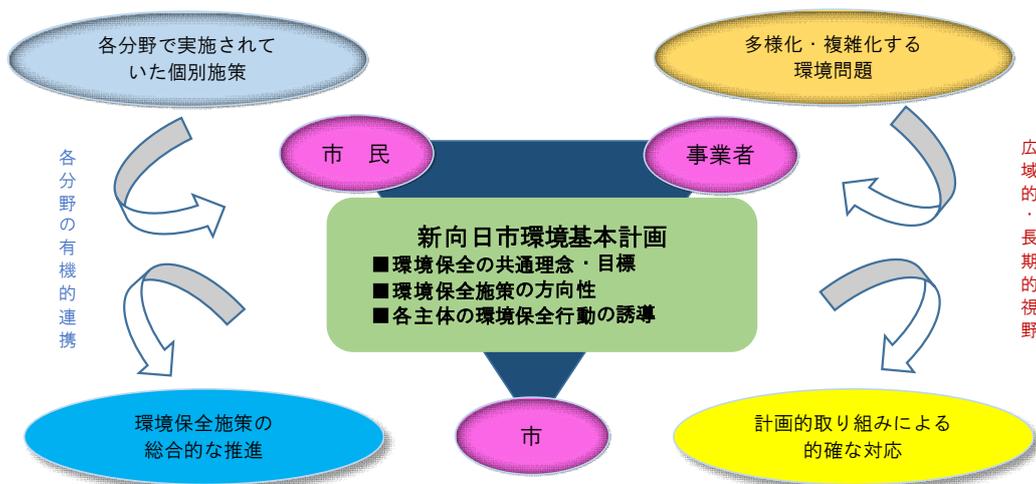
#### a. ふるさと向日市創生計画

- 策定時期 平成28年3月
- 計画期間  
2015年度（平成27年度）～2019年度（平成31年度）
- 基本方針
  - 1 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり
  - 2 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり
  - 3 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

#### b. 新向日市環境基本計画

- 策定時期 平成24年10月
- 計画期間 平成24年度～平成33年度
- 計画の目的

この計画は、向日市と向日市に暮らす市民・事業者等が環境保全に取り組んでいく上での共通の理念や目標、施策の方向を示すとともに、各主体の環境保全に向けた行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的とする。



○目指すべき環境像

みんなが優しくすむまち — 『う・る・お・い』環境都市 むこう

○基本目標

目指すべき環境像を実現するため、本市の今後の環境保全施策を展開するにあたって、

「生活」・「都市」・「自然」・「循環」・「地球環境」・「参画」

をキーワードとして以下に示す6つの基本目標を定める。

- ・生活環境の保全 ～ 公害のない健康に暮らせるまち
- ・都市環境の創造 ～ 緑あふれる美しいまち
- ・人と自然との共生 ～ 自然とふれあえるまち
- ・資源の循環的利用 ～ 環境への負荷が少ない資源循環型のまち
- ・地球環境の保全 ～ 地球の未来を大切にするまち
- ・環境保全への市民参画 ～ 環境保全行動を実践するまち

(2) 条例等

a. 向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第13号）

- 施行 平成 9年10月1日 全部改正  
平成24年 4月1日 一部改正

b. 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成23年条例第7号）

- 施行 平成 9年10月1日 全部改正  
平成24年 4月1日 全部改正

## 第2部 ごみ処理基本計画

# 第 1 章 ごみ処理の現状

## 1) ごみ処理の沿革

本市では以下に示す区分変更を経て、燃えるごみに加え、資源物6区分（空缶、空ビン、ペットボトル、その他不燃物、その他プラスチック、有害ごみ）の収集を行い、平成21年度以降は、牛乳パックに加え、小型家電や廃食油の回収を開始しました。

昭和24年 4月 ごみ収集開始

昭和53年 12月 空缶・空ビン分別収集開始

昭和59年 5月 使用済み乾電池分別収集開始

平成11年 4月 ペットボトル分別収集開始

平成13年 4月 その他プラスチック分別収集開始

平成14年 4月 廃蛍光灯分別収集開始

平成21年 6月 牛乳パック回収開始

平成28年 4月 リネットジャパン(株)と提携し、小型家電（パソコン等）回収開始

平成28年 6月 市役所にて廃食油24時間回収開始

平成28年 6月 市役所にて資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始

平成28年10月 市役所にて水銀含有廃棄物回収開始

平成28年11月 鶏冠井コミュニティセンターにて資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始

また、昭和39年6月に関係市町で組合を構成し、ごみの中間処理及び最終処分を行っています。

## 2) 分別区分と処理フロー

### (1) 分別区分

本市では家庭から排出されるごみの収集を行っています。以下収集を行うごみを「収集ごみ」、組合に直接搬入されるごみを「直接搬入ごみ」とします。なお、直接搬入ごみのほとんどが事業活動に伴い排出されるごみとなっています。

収集ごみの分別区分は、以下のとおりです。

表2-1-1 分別区分

区分		品目	
収集ごみ	燃えるごみ	生ゴミ、食用油、木切れ、紙おむつ、紙くず類、布・皮革類	
	資源物（分別）	空缶	空缶類全般（スプレー缶含む）
		空ビン	ビン類全般
		ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用
		その他不燃物	金属製品、電球、植木鉢、陶器類、小型電化製品、金属キャップ
		その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、トレイ・カップ類、キャップ類、発泡スチロール、バック類、ポリ袋
		有害ごみ	蛍光灯、筒型乾電池
	粗大（大型）ごみ	再利用できない家具類、電化製品（※家電4品目を除く）	
側溝清掃汚泥			
収集しないごみ		処理困難物（タイヤ、バッテリー、ピアノ等）、危険物（消火器、農薬等）、在宅医療にともなうごみ（注射器等の医療廃棄物、点滴パック）、事業系一般廃棄物	
メーカーによるリサイクル		エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機（衣類乾燥機含む）、パソコン	

※家電4品目とは、エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機を指します。

資料：「ごみ出しルールブック」向日市  
「事務報告（平成27年度）」乙訓環境衛生組合

直接搬入ごみには「可燃ごみ」と「粗大ごみ」があります。

また、市による拠点回収において「紙パック」、「廃食油」、「水銀含有廃棄物」の回収をしており、小型家電は認定事業者による宅配便回収をしています。

本市では、表2-1-1で整理した分別区分の名称を採用しているが、本計画では、以下に示す分別区分の名称に統一した表現で以後整理します。

表2-1-2 分別区分名称

組合		向日市
可燃ごみ		燃えるごみ
資源ごみ	カン類	空缶
	ビン類	空ビン
	ペットボトル	ペットボトル
	その他不燃物	その他不燃物
有害ごみ	その他プラスチック類	その他プラスチック
	廃蛍光灯	蛍光灯
	廃乾電池	筒型乾電池
粗大ごみ		粗大（大型）ごみ
側溝清掃汚泥		側溝清掃汚泥



### 3) ごみ発生量の実績及びその性状

#### (1) 種類別発生量

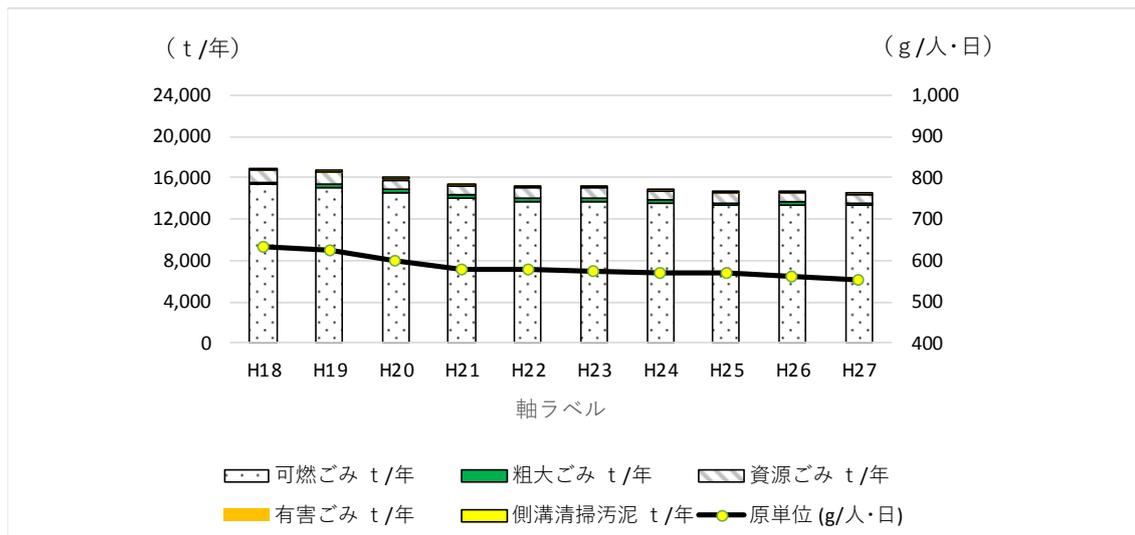
ごみ発生量は本計画策定後、ごみ減量化についての施策を推進した結果減少しており、「可燃ごみ」が7割程度を占めています。

表 2-1-3 ごみの種類別発生量

		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人 口		人	55,355	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513
収 集	可燃ごみ	収獲量 t/年	11,511.50	11,372.35	10,849.44	10,516.93	10,420.36	10,344.10	10,241.37	10,182.23	10,120.41	9,980.49
		原単位 (g/人・日)	570	562	538	522	519	518	515	514	511	502
	粗大ごみ	収獲量 t/年	143.27	144.04	131.25	109.89	115.57	114.41	87.92	95.17	101.16	110.86
		原単位 (g/人・日)	7	7	7	5	6	6	4	5	5	6
	資源ごみ	収獲量 t/年	1,092.03	1,053.15	991.53	973.95	986.94	960.82	922.58	898.73	832.41	826.36
		原単位 (g/人・日)	54	52	49	48	49	48	46	45	42	42
	有害ごみ	収獲量 t/年	18.82	17.49	17.82	16.21	17.94	15.89	15.19	14.31	14.10	13.93
		原単位 (g/人・日)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	側溝清掃汚泥	収獲量 t/年	40.34	37.66	69.19	75.27	78.12	59.21	71.27	92.21	61.52	59.80
		原単位 (g/人・日)	2	2	3	4	4	3	4	5	3	3
計	収獲量 t/年	12,805.96	12,624.69	12,059.23	11,692.25	11,618.93	11,494.43	11,338.33	11,282.65	11,129.60	10,991.44	
	原単位 (g/人・日)	634	624	598	580	578	575	571	569	562	552	
直 接 搬 入	可燃ごみ	t/年	3,827.15	3,740.94	3,673.49	3,495.49	3,361.52	3,413.47	3,357.79	3,175.21	3,298.68	3,348.55
		t/年	159.28	213.78	162.08	189.98	212.64	218.46	141.34	121.35	138.36	132.34
	資源ごみ	t/年	0.97	1.02	0.00	0.00	10.41	8.98	9.97	8.20	7.88	7.14
	側溝清掃汚泥	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	t/年	3,987.40	3,955.74	3,835.57	3,685.47	3,584.57	3,640.91	3,509.10	3,304.76	3,444.92	3,488.03
小 計		t/年	16,793.36	16,580.43	15,894.80	15,377.72	15,203.50	15,135.34	14,847.43	14,587.41	14,574.52	14,479.47
集 団 回 収		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拠 点 回 収		t/年	2.00	2.00	1.00	1.00	2.50	2.80	2.10	1.60	1.90	1.90
小 計		t/年	2.00	2.00	1.00	1.00	2.50	2.80	2.10	1.60	1.90	1.90
総 計	ごみ総量	t/年	16,795.36	16,582.43	15,895.80	15,378.72	15,206.00	15,138.14	14,849.53	14,589.01	14,576.42	14,481.37
	原単位 (g/人・日)	831	820	789	763	757	758	747	736	735	728	

注：市民団体等により集団回収は行われているが、種別・量は把握されていない。

行政による拠点回収は実施されていない。事業者の自主的な取組みは行われているが、種別・量は一部しか把握されていない。



## (2) ごみの性状

ごみの性状分析は組合で行っているため、本市と関係市町全体での結果となっています。近年 10 年間の分析結果による湿ベース（ごみを採取したままの状態）の可燃ごみ組成を種類別にみると、紙布類の占める割合が高く、概ね 50%前後で推移しています。次いで、厨芥類が年ごとにばらつきはあるものの 15%程度、合成樹脂類も 20%前後を占めています。三成分は可燃分が 50%程度を占め、水分は 40%程度と比較的少ない比率となっています。

表 2-1-4 ごみ質分析（湿ベース）

分析項目		年度										
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	平均
三成分	水分 (%)	44.55	37.00	39.39	43.20	44.70	43.57	40.40	41.15	38.67	44.81	41.74
	灰分 (%)	6.29	6.47	9.59	4.83	8.89	6.95	6.52	7.50	8.59	4.69	7.03
	可燃分 (%)	49.16	56.53	51.03	51.97	46.64	49.48	53.08	51.36	52.74	50.50	51.25
低位発熱量(kj/kg)		10,040	10,530	9,980	10,290	9,400	9,710	10,950	10,200	11,130	10,990	10,322
種類別組成 (湿)	紙布類 (%)	37.96	59.62	53.63	50.56	52.85	50.44	50.54	54.51	55.48	53.41	51.90
	木・竹類 (%)	5.60	7.19	7.22	9.06	8.62	5.74	11.88	7.55	6.78	9.49	7.91
	合成樹脂類 (%)	23.61	16.25	14.54	19.62	17.97	19.11	22.52	19.43	23.37	25.31	20.17
	厨芥類 (%)	28.12	11.52	15.17	17.74	14.92	19.02	13.31	15.26	8.05	8.67	15.18
	不燃物 (%)	1.59	1.26	1.75	0.46	3.44	2.72	0.79	1.71	4.30	2.09	2.01
	その他 (%)	3.13	4.16	7.70	2.58	2.20	2.98	0.97	1.54	2.02	1.04	2.83
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )		158	140	158	121	145	139	100	116	130	138	134.50

資料：「事務報告」乙訓環境衛生組合

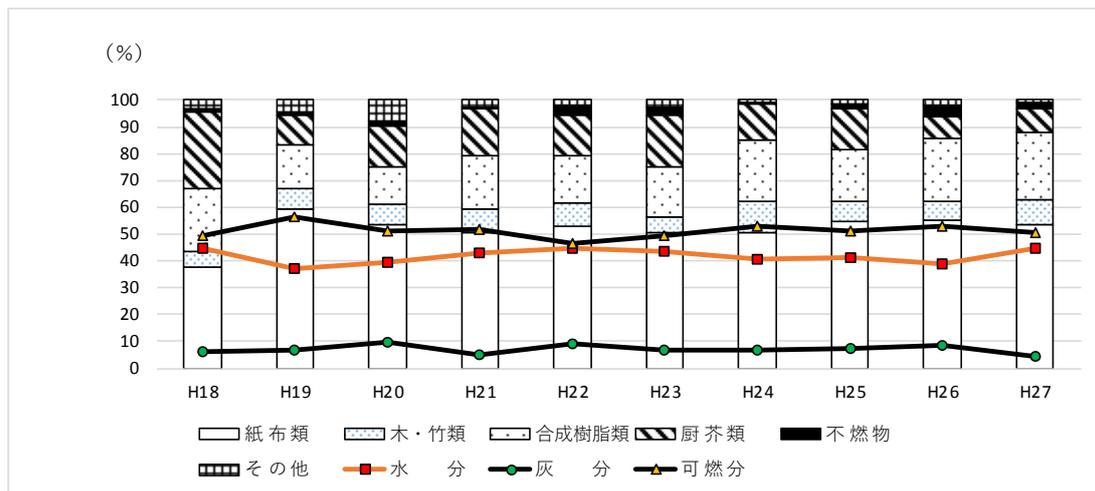


図 2-1-3 種類別組成と三成分（湿ベース）

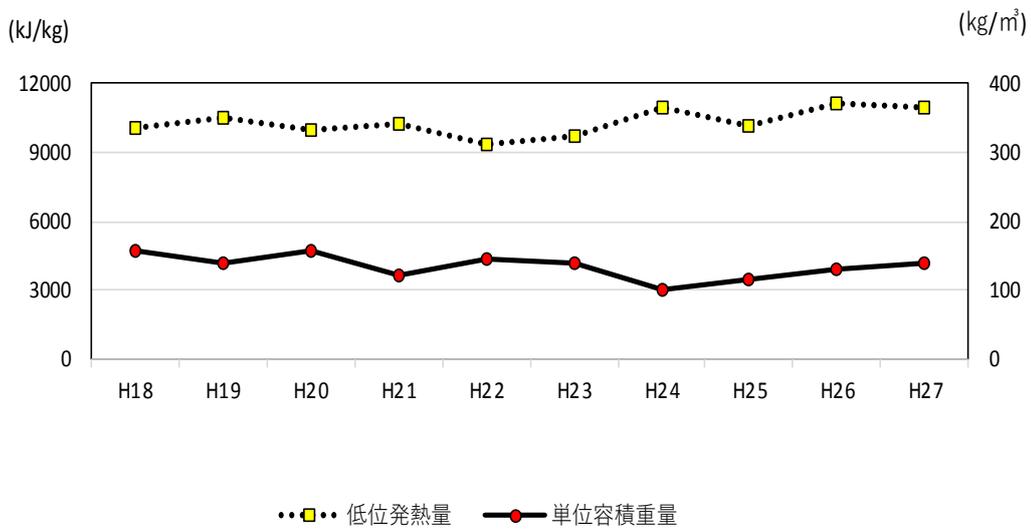


図 2-1-4 単位容積重量と低位発熱量

#### 4) ごみ処理の実績

##### (1) 収集運搬

###### a. 収集対象

収集対象地域は計画収集区域全体です。

###### b. 収集運搬体制

ごみの収集運搬は、以下のとおりです。

表 2-1-5 収集運搬体制

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥	
各戸収集 (各戸収集が困難な区域はステーション方式)	直営 委託	ステーション方式	委託	個別有料予約収集	直営	ステーション方式	直営

###### c. 収集頻度

収集頻度は、可燃ごみが週2回、資源ごみ・有害ごみは月2回で、粗大ごみは随時(土日祝を除く)で対応としています。

表 2-1-6 収集頻度

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥
週 2 回	祝日も収集	月 2 回	祝日も収集	随時（土日祝を除く）	随時（土日祝を除く）

資料：「ごみ出しルールブック」向日市

**d. 排出方式**

排出方式は、以下のとおりです。

表 2-1-7 排出方式

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ	粗大ごみ	側溝清掃汚泥
当日朝 8 時までに出す 生ごみ・・・よく水切りをする 食用油・・・紙や布にしみこませる 木切れ・・・ごみ袋に入る程度のもの 紙おむつ・・・汚物は取り除く ごみ袋の指定はなし 丈夫な袋に入れ、片手で持てる程度にして、しっかり口を結ぶ	当日朝 7～9 時の間に 出す コンテナ方式	電話で申し込み 収集日・手数料・収集場所を確認 「粗大ごみ処理手数料券」を購入	泥回収袋

資料：「ごみ出しルールブック」向日市

**e. 収集車両**

収集運搬に使用されている車両は、以下のとおりです。

表 2-1-8 収集車両

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥
車種	種別	車種	車種	車種
2tロータリー車 2t/3.5tパッカー車	カン類	2t/3.5tパッカー車	2tダンプトラック車 2tロータリー車	2tロータリー車
	ビン類	2t深ボディ車		
	ペットボトル	2tパッカー車		
	その他プラスチック類	2tパッカー車		
	その他不燃物	2t深ボディ車		
有害ごみ	2t深ボディ車			

**f. 事業系ごみ**

事業者が排出するごみは事業者自らが搬入するか、市が許可した業者への委託により搬入されています。

## (2) 中間処理

収集または直接搬入された可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、組合の各施設において、焼却・選別・破碎等の処理を行っています。施設の概要は、以下のとおりです。

なお、ごみ処理施設には小動物焼却炉（200kg/2時間）を別途備えています。

表 2-1-9 中間処理施設の概要

名称		乙訓環境衛生組合		
		ごみ処理施設	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備・ 資源ごみ処理設備)	プラプラザ (プラスチック製容器包 装圧縮梱包設備・ペット ボトル減容設備)
所在地		京都府乙訓郡大山崎町 字下植野小字南牧方32番		長岡京市勝竜寺 下長黒1-1
処理能力		75t/24h×3基	粗大ごみ 32t/5h 資源ごみ 14t/5h	その他プラスチック類 9.3t/5h ペットボトル 1.81 t/5h
処理形式		ストーカ式	選別・破碎・ 圧縮・梱包	選別・圧縮・梱包
整備 年度	着工	1・2号炉 平成4年8月 3号炉 平成11年7月	平成8年8月	その他プラスチック類 平成12年6月 ペットボトル 平成22年6月
	竣工	1・2号炉 平成7年3月 3号炉 平成14年3月	平成10年3月	その他プラスチック類 平成13年3月 ペットボトル 平成23年3月
供用開始		1・2号炉 平成7年4月 3号炉 平成14年4月	平成10年4月	その他プラスチック類 平成13年4月 ペットボトル 平成23年4月
建築面積		3,465.09㎡	1,558.37㎡	2,169.40㎡
延床面積		8,047.59㎡	5,453.29㎡	2,199.74㎡

## (3) 最終処分

平成2年度までは勝竜寺埋立地にて全量を最終処分していましたが、勝竜寺埋立地延命化の取組みとして、平成3年度から大阪湾圏域広域処分場整備基本計画（以下「フェニックス計画」といいます。）に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ焼却残渣の大部分を排出しておりましたが、平成29年度からは焼却残渣の約半数を大阪湾広域臨海環境整備センターに搬出し、残りを勝竜寺埋立地に搬出していく予定です。

表 2-1-10 最終処分場の概要

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）				
	勝竜寺埋立地	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
処分場所在地	京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1	尼崎西宮芦屋港/尼崎市東海岸町地先	堺泉北港/泉大津市汐見町地先	神戸港/神戸市東灘区向洋町地先	大阪港/大阪市此花区北港緑地地先
計画埋立面積	39,334㎡	1,130,000㎡	2,030,000㎡	880,000㎡	950,000㎡
計画埋立量	322,992.70㎡	16,000,000㎡	31,000,000㎡	15,000,000㎡	14,000,000㎡
残余容量	69,584.98㎡ (平成27年度末)				
埋立対象物	焼却残渣 選別後不燃物 側溝清掃汚泥	一般廃棄物・産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			
埋立開始年	1981年				

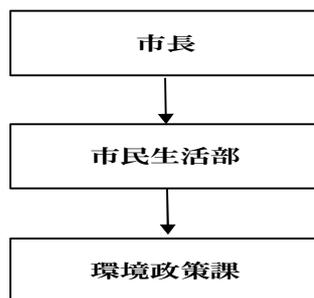
資料：「クリーンプラザおとくに」パンフレット  
「処分場概要」大阪湾広域臨海環境整備センターHP

## 5) ごみ処理体制

### (1) 運営・維持管理体制

ごみ処理に関する本市の組織体制は、以下のとおりです。

図 2-1-5 組織体制



### (2) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、以下のとおりです。

表 2-1-11 ごみ処理経費

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口（人）		55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513
収集量（t/年）		10,420.36	10,344.10	10,241.37	10,182.23	10,120.41	9,980.49
年間経費 （千円/年）	収集経費	506,254	499,261	487,353	486,216	506,805	507,039
	処理・処分経費	461,188	482,657	462,624	436,410	481,717	453,944
	合計	967,442	981,918	949,977	922,626	988,522	960,983
人口1人あたり 経費（円/人）	収集経費	9,196	9,120	8,953	8,955	9,334	9,301
	処理・処分経費	8,377	8,816	8,499	8,037	8,872	8,327
	合計	17,573	17,936	17,452	16,992	18,206	17,629
収集量1tあたり 経費（円/t）	収集経費	48,583	48,265	47,587	47,751	50,078	50,803
	処理・処分経費	44,258	46,660	45,172	42,860	47,599	45,483
	合計	92,842	94,925	92,759	90,611	97,676	96,286

注) 収集経費は市の年間収集経費、処理・処分経費は組合の年間処理・処分経費を構成市町の人口割合で按分したもの

## 6) 関連計画

### (1) 分別収集計画

#### ○計画期間

平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間（3 年ごとに策定）

#### ○基本的方向

- 地域の特性を活かした循環型社会づくりを進めます。
- 市民参加型のごみ減量とごみに関する意識改革の徹底を図ります。
- 市民、事業者、行政が一体となったごみ排出抑制と資源再利用促進化の取組を進めます。
- 不法投棄パトロール等の強化により廃棄物の不適正排出の防止に努めます。
- ごみの最終処分量を削減します。

#### ○実施に関し重要な事項

##### a. 廃棄物減量等推進員

地域の環境美化の推進及びごみの減量化、再生利用の促進を図るため、廃棄物減量等推進員の委嘱に向けて、検討します。

##### b. 分別排出指導の徹底

現在行っている分別収集を、円滑により効率的に行うため、収集日等が守られていないステーションでの排出マナーの向上を図ります。

##### c. 集団回収を促進させるための施策

現在、集団回収を行っている町内会、PTA、子ども会などを把握することにより今後の集団回収の拡充・促進支援についての施策の検討を行います。

##### d. ごみ減量推進協力店の拡充と「ノーレジ袋」の普及を図ります。

(2) 一般廃棄物処理実施計画

○計画期間

毎年度 4 月策定

○内容

一般廃棄物処理実施計画とは本計画に示された内容を実施するために必要な各年度の事業を定める計画です。

## 第2章 ごみ処理環境の動向

### 1) 関係法令等

#### (1) 国の関係法令等

廃棄物に関する法体系を整理すると以下のとおりです。

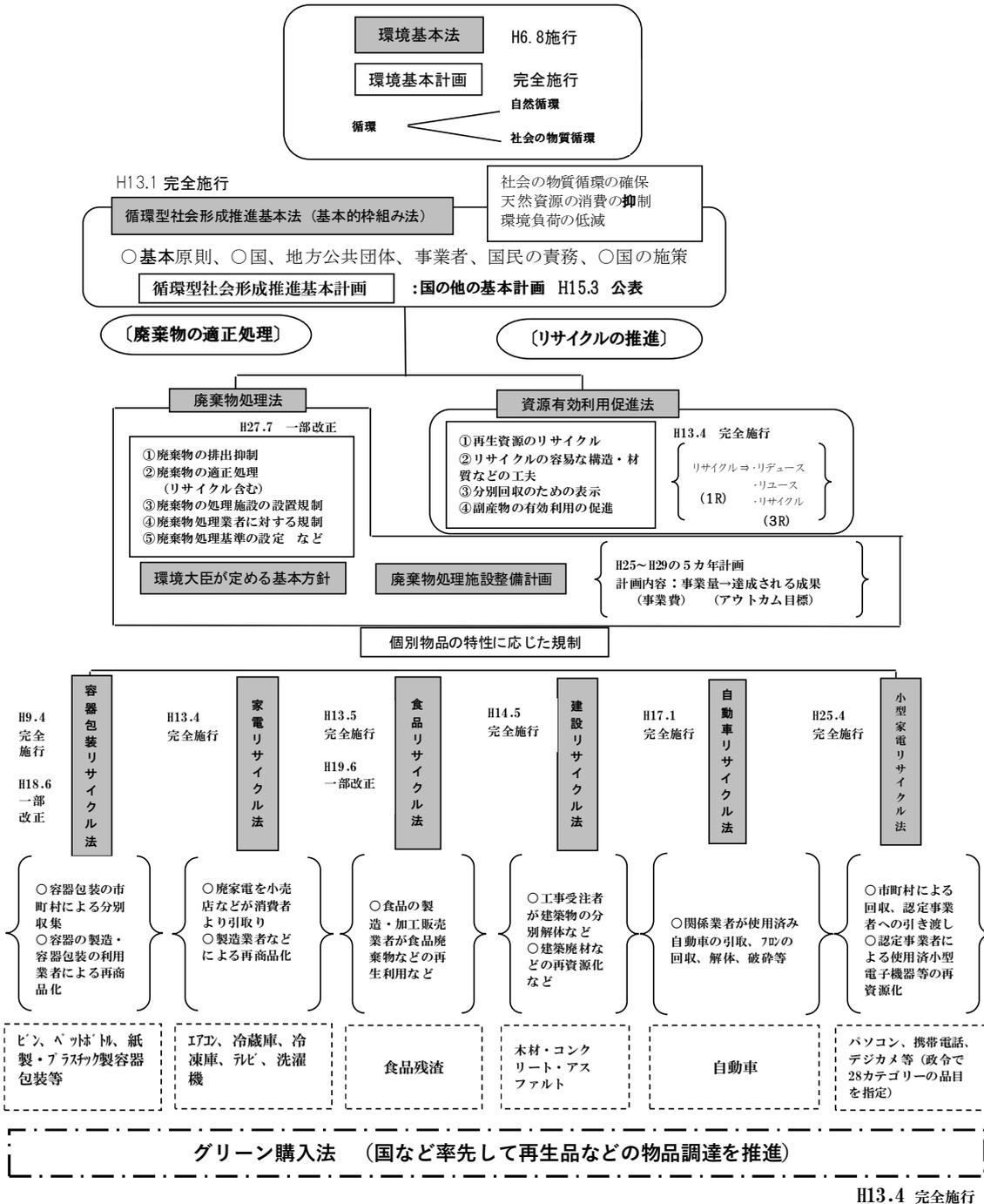


図 2-2-1 関係法令等

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき環境大臣が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という）」において、一般廃棄物の減量化の目標量（表2-2-1）を定めるとともに、市町村の役割として以下の事項が述べられています。

国の基本方針における市町村の役割

- 環境教育・情報提供等による住民の自主的な取り組みの推進
- 一般廃棄物の適正な循環利用に努める
- 一般廃棄物処理に係るコストの分析及び情報提供
- 経済的インセンティブを利用した一般廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進

表 2-2-1 一般廃棄物の減量化の目標量

	排出量	再利用量	最終処分量
現状（平成24年度）	-	約21%	-
目標（平成32年度）	約12%削減	約27%	約14%削減

資料：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

(2) 京都府の関係条例等

京都府では、京都府環境を守り育てる条例を制定しています。また、京都府環境基本計画、京都府循環型社会形成計画が策定されており、京都府循環型社会形成計画の中で以下に示す目標が設定されています。

表 2-2-2 一般廃棄物等の総量目標

(単位：万t/年)

	平成22年度	平成27年度	平成32年度
目 標	90 (現状)	78.8 (12.4%減)	70.5 (21.6%減)

注：( ) は平成22年度に対する増減率 資料：京都府循環型社会形成計画

## 2) 近隣市町村の動向

京都府内で本市及び関係市町に隣接する市町村の一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設が京都市に3施設と城南衛生管理組合に2施設、粗大ごみの処理、資源ごみの処理・保管を行なう施設が京都市に6施設と城南衛生管理組合に2施設あり、最終処分場は京都市、城南衛生管理組合それぞれ1施設ずつあります。

## 3) ごみ処理方法の動向

ごみ処理方法の動向は、以下のとおりです。

### (1) 収集運搬方法

収集運搬には一般の物流と同様、大半が車両によって行われています。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、地域的に他の収集方式が取り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えています。

### (2) 中間処理方法

ごみの中間処理は、従来最終処分のための前処理としての位置づけで行われ、可燃ごみの処理については、焼却処理を主体として発展してきました。

循環型社会と低炭素社会の統合的な実現が求められている現在は、従来の焼却施設の改良と共に高効率発電施設への変換が図られ、またバイオマス利用を目指した施設も建設されてきています。資源ごみについては破碎施設が主体ですが、資源の選別回収などの資源循環利用を目指した処理が発展してきています。

### (3) 最終処分方法

最終処分場は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式が主流であり、勝竜寺埋立地もこの方式の技術が採用されています。近年は自然条件への対策強化、強固なしゃ水機能、早期安定化等を目的として新しい技術の開発も進められています。

### 第3章 ごみ発生量の見込み

ごみ発生量の見込みは、図 2-3-1 及び表 2-3-1 に示すとおりです。平成 33 年度に 822 g/人・日となり、平成 27 年度より、6 g/人・日の減少となり、ほぼ横ばいとなります。

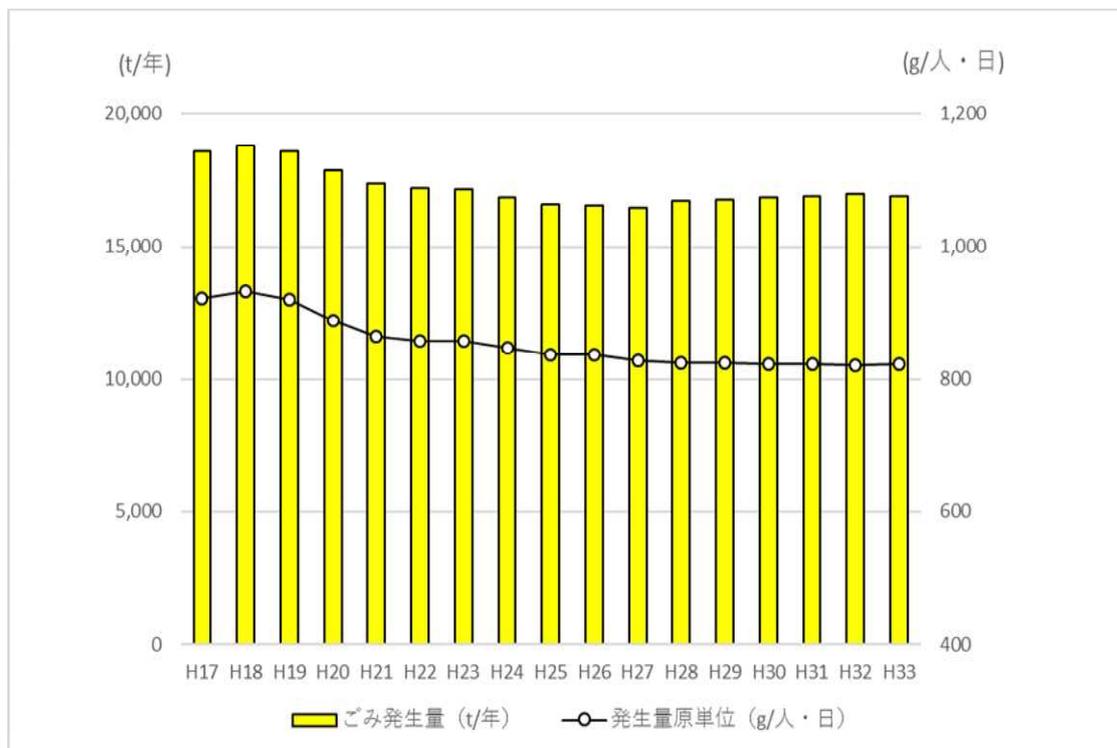


図 2-3-1 ごみ発生量の見込み

表 2-3-1 ごみ発生量の見込み

		年度	H17	H19	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H31	H33
人口	人		55,321	55,423	55,054	54,746	54,298	54,297	54,513	55,563	56,393	56,300
ごみ発生量	収集ごみ	t/年	12,789	12,625	11,619	11,494	11,283	11,129	10,990	11,203	11,370	11,351
	直搬ごみ	t/年	3,778	3,956	3,584	3,640	3,304	3,444	3,487	3,487	3,487	3,487
	集団回収	t/年	2,019	2,023	2,009	1,998	1,982	1,981	1,989	2,028	2,058	2,055
	拠点回収	t/年	2.0	2.0	2.5	2.8	1.6	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	計	t/年	18,588	18,606	17,215	17,135	16,570	16,556	16,468	16,720	16,917	16,895
	原単位	g/人・日	921	920	857	858	836	835	828	824	822	822

注) 集団回収において、100 g/人・日を見込んでいます。平成17年度において、2,019t/年となります。

\*表 2-3-1 に示すごみ発生量の見込みは、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みです。

## 第4章 現状と課題

### 1) 現状

#### (1) 地域の概要

本市は、近年大都市周辺の住宅都市として発展し、東西約2km、南北約4km、面積は7.72km<sup>2</sup>とコンパクトな都市であり、西部一帯は西ノ岡丘陵が横たわり、竹林が広がる緑豊かな都市です。

#### (2) ごみ処理の実態

ごみ排出量実績と国及び京都府の減量等の目標を比較すると以下のとおりです。

表 2-4-1 ごみ排出量の実績と国・京都府の目標量

	単位	向日市		国	京都府	
		H17 (実績)	H27 (実績)	H32 (目標)	H22 (実績)	H32 (目標)
排出量	t/年	18,588	16,467	16,010	16,116	20,933
		(100.0%)	(88.6%)	<b>(86.1%)</b>	(86.7%)	<b>(100.0%)</b>
		-	(95.7%)	(93.0%)	(93.6%)	(100.0%)
再生 利用量	t/年	2,828	2,604	3,314	-	-
		[15.2%]	[15.8%]	<b>[20.7%]</b>	-	-
最終 処分量	t/年	2,510	2,240	1,665	-	-
		(100.0%)	(89.2%)	<b>(10.4%)</b>	-	-

(注) 排出量及び再生利用量は、拠点回収量を含む

集団回収量は関係市町の実勢より各年度100g/人・日とする

再生利用量の [ ] 割合表示は、排出量に対する再生利用量の割合

網掛け部は、目標値を規定する数値

#### (3) 家庭系ごみの排出実態

収集ごみの1人1日排出量は、減少傾向を示しており、平成22年度では578g/人・日でありましたが、平成27年度には552g/人・日になっております。

#### (4) 事業系一般廃棄物の処理実態

直接搬入ごみは、減少傾向を示しており、平成 22 年度に 9.8 t /日だったものが、平成 27 年度に 9.6 t /日となっています。

#### (5) 資源ごみの回収状況

資源ごみの回収状況と全国の回収状況を比較すると以下のとおりです。カン類、ビン類、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック類が全国平均と比較して回収原単位が少なくなっています。古紙類については、行政による回収は実施しておらず、再生利用量は把握されていません。

表 2-4-2 資源ごみの回収状況（全国との比較）

	全国の状況 (H26)				向日市の実績 (H26)	
	分別収集量 (t)	分別収集対象 人口 (万人)	収集原単位 (g/人・日)	分別収集 人口カバー率	(t/年)	(g/人・日)
スチール缶	179,068	12,399	4.0	97.6%	40.1	2.0
アルミ缶	128,273	12,431	2.8	97.8%	44.0	2.2
缶類計	307,341	-	6.8	-	84.1	4.2
無色ガラス	319,018	12,519	7.0	98.5%	144.9	7.3
茶色ガラス	260,111	12,513	5.7	98.5%	74.3	3.7
その他ガラス	202,745	12,465	4.5	98.1%	62.2	3.1
ビン類計	781,874	-	17.2	-	281.4	14.2
紙製容器包装	82,202	4,523	5.0	35.6%	-	-
ペットボトル	292,455	12,651	6.3	99.6%	80.1	4.0
その他プラスチック類	731,022	10,847	18.5	85.4%	117.7	5.9
うち白色トレイ	2,171	3,022	0.2	23.8%	-	-
紙パック	13,231	10,886	0.3	85.7%	1.90	0.1
ダンボール	586,654	11,876	13.5	93.5%	-	-
新聞・雑誌	-	-	72.8	-	-	-
合計（紙類を除く）	2,794,779	-	67.6	-	565.2	28.5

(注 1) 容器包装類の全国の状況は、「平成27年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再資源化の実績について（環境省）」による

(注 2) 新聞・雑誌の収集原単位の欄は、H26消費原単位（3,812,035t+368,562t）÷127,083,000人 ÷365日に古紙回収率80.8%を乗じた値（古紙のデータは、財団法人古紙再生促進センターによる。）

(注 3) 実績は、分別収集による回収

(注 4) 実績のうち、紙製容器包装類は、拠点回収の紙パック

## (6) 施設の状況

### a. ごみ処理施設

現状処理能力面では問題ないが、1・2号炉では、平成22～23年度に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、作業環境、作業効率などを大幅に改善しました。また、3号炉では熱回収（発電）が可能であることから、平成27年度の処理においては3号炉を中心に運転しています。

表 2-4-3 ごみ処理施設の状況

	概要
平成27年度処理量	37,582.94 t
平成27年度稼働日数	1号炉：101日 2号炉：178日 3号炉：314日
平成27年度稼働日当り処理量	1号炉：56 t/日 2号炉：56 t/日 3号炉：70 t/日

資料：「平成27年度事務報告」乙訓環境衛生組合

### b. リサイクルプラザ

粗大ごみ及び資源ごみのうち、カン類、ビン類の処理について設備の処理能力に問題はありません。

表 2-4-4 リサイクルプラザの状況

	概要	
	粗大ごみ処理設備	資源ごみ処理設備
平成27年度処理量	1,856.02 t 粗大ごみ：778.58 t その他不燃物：1,077.44 t	カン類：297.93 t ビン類：904.27 t
平成27年度稼働日数	238日	
平成27年度稼働日当り処理量	7.8 t/日	カン類処理設備：1.3 t/日 ビン類処理設備：3.8 t/日

### c. プラプラザ

プラプラザは比較的新しい施設であり、現在のところ老朽化も見られず能力面でも問題なく稼働していますが、平成 23 年度 4 月に処理能力の大きいペットボトル処理設備を新設し、供用開始しています。

表 2-4-5 プラプラザの状況

	概要
平成27年度処理量	1,001.87 t その他プラスチック類：756.58 t ペットボトル：245.29 t
平成27年度稼働日数	226 日
平成27年度稼働日当り処理量	4.4 t/日

資料：「平成27年度事務報告」乙訓環境衛生組合

### d. 最終処分場

現在、最終処分は勝竜寺埋立地での処分と大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により行っています。平成 19 年度より焼却残渣の大部分を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入しておりましたが、平成 29 年度からは焼却残渣の約半数を大阪湾広域臨海環境整備センターに搬出し、残りを勝竜寺埋立地に搬出していく予定です。しかしながら、勝竜寺埋立地の残余容量については逼迫した状況にあります。

表 2-4-6 最終処分場の状況（勝竜寺埋立地）

項目	内容
埋立容量（覆土含む）	391m <sup>3</sup>
残余容量	69,943m <sup>3</sup> （H26末）
埋立開始年	1981年

資料：「平成26年度一般廃棄物の処理状況について」京都府

## 2) 課題

### (1) 排出抑制

#### a. ごみ量の削減

収集ごみの1人1日排出量は、平成 22 年度では 578 g/人・日でありましたが、平成 27 年度には 552 g/人・日（集団回収を除く。）となっており、減少傾

向を示しています。

また、直接搬入ごみ量は近年やや減少傾向にありますが、引き続き減量化やリサイクルの取り組みを行っていく必要があります。

ごみ処理経費や施設の処理能力、最終処分場の残余容量を考えると、市民への啓発を推進し、市民のライフスタイルを循環型に転換するとともに、事業者への指導を徹底するなどして、ごみの減量化を図る必要があります。

#### **b. ごみの有料化の検討**

国の基本方針においては市町村の役割として有料化の推進がうたわれており、有料化のメリット、デメリットを勘案し、市民の合意形成を踏まえた検討が必要です。

#### **c. 向日市廃棄物減量等推進審議会の設置の検討**

一般廃棄物の減量、その他市長が必要と認める事項について、学識経験のある者やその他市長が適当と認める者によって審議する、向日市廃棄物減量等推進審議会の設置検討が必要です。

### **(2) 収集運搬**

#### **a. 資源ごみの収集体制の検討**

平成 28 年度に市役所及び鶏冠井コミュニティセンターでの 24 時間回収を開始しましたが、今後も資源回収状況を見つつ、家庭内での貯留容量等にも配慮し、必要に応じて体制の検討に努めるとともに、排出者のマナーの問題についても対応を検討していく必要があります。

#### **b. 分別区分の調整**

分別区分については、関係市町間で若干の違いがあります。将来的に施設の整備等処理体制の検討を行う際には、関係市町と分別区分についても調整が求められます。

### **c. 収集体制の検討**

排出マナーや排出場所に関する問題にも十分配慮した上で、必要に応じて排出、収集の方式等について、検討を図ります。

## **(3) 中間処理**

### **a. ごみ処理施設の改良・更新検討**

可燃ごみの処理先である組合の焼却施設について、平成 22 年度から平成 23 年度まで 1・2 号炉の「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、作業環境、作業効率などを大幅に改善しました。また、平成 26 年度から平成 29 年度まで、1・2・3 号炉の「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を行う予定としています。なお、長期的には更新（施設全体の更新）の検討が必要になります。

### **b. リサイクルプラザの改良・更新検討**

平成 10 年度の稼働から約 19 年が経過し、設備の老朽化がみられるため改良・更新の検討が必要になります。

## **(4) 最終処分**

### **a. 最終処分地への搬入量**

フェニックス計画の次期計画である第 3 期計画における、今後の大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託は現在未定ですが、現計画である第 2 期計画が延長され、受入期間は平成 39 年度まで継続して可能になりました。しかし、第 2 期計画の受入総量の変更はないため、平成 29 年度以降は全焼却残渣の約半数が勝竜寺埋立地への搬入になります。現在のところ、乙訓環境衛生組合が作成した勝竜寺埋立地現況調査報告書（平成 27 年 3 月）によると、15 年後の平成 43 年に勝竜寺埋立地は終了する見込みです。今後、最終処分量の更なる削減方法、用地選定等、将来的な最終処分地の確保に向けた検討が必要になります。

## 第5章 ごみ処理の基本方針

### 1) 基本方針

本計画は、以下の基本方針に基づいて、一般廃棄物の適正な処理を推進します。

◆ 市民、事業者、市が一体となつてごみを出さない社会への転換

市民、事業者がそれぞれ高い意識を持ち、ごみとなるものをつくらない、ごみを出さない社会を目指します。市は、必要な啓発、情報提供を継続的に行っていくとともに、市民や事業者が実施するごみの排出抑制、再生利用等をサポートしていきます。

◆ ごみの中から資源を回収し環境にやさしいまちづくり

市民、事業者はごみとして出す前に資源の分別を積極的に行い、市は資源回収の必要性について、啓発を図るとともに、ごみ処理のコストや処理方法における実情等の把握に努め、資源循環型社会をつくります。

◆ ルールとマナーがつくる美しく快適なまちづくり

循環型社会をつくるとともに、美しいまちをつくるため、不法投棄等不適正な処理の防止に努めるほか、身近なところではごみ出しなどにおいて、市民と一体となつて明確なルールやマナーをつくるとともに、その徹底を図っていきます。

◆ 将来の環境を考えた環境負荷の少ない適正な処理

ごみ処理においては、環境負荷を考えた適正な処理を行うほか、エネルギーの利用にも積極的に取り組み、将来の環境保全につなげていきます。

## 2) 数値目標

### (1) 減量化目標

家庭から排出される「収集ごみ」の一人一日当たりの排出原単位、事業者から排出される「直接搬入ごみ」の一日当たりの排出量について目標を設定するものとしています。旧計画では平成 33 年度の収集ごみ量における減量化目標を 544.8 g/人・日としていましたが、人口の高齢化やライフスタイルの変化などによりごみの排出量は年々、減少傾向にあります。

そのため、今回の見直しにより減量化目標を 523.1 g/人・日に設定します。また、直接搬入ごみ量についても平成 27 年度実績から 0.4 t/日の削減を目標とする、9.2 t/日に設定します。

これにより、平成 27 年度実績より、収集ごみ量は約 5%の削減、直接搬入ごみ量は約 4%の削減を目指します。

表 2-5-1 減量化目標

	平成17年度	平成27年度	平成33年度	減量化目標
一人一日当たり 収集ごみ量	633.5 g/人・日	552.4 g/人・日	523.1 g/人・日	29.3 g/人・日
一日当たり 直接搬入ごみ量	10.4 t/日	9.6 t/日	9.2 t/日	0.4 t/日

### (2) 再資源化目標

家庭から排出される資源ごみの回収量について、飲料容器がカン類・ビン類からペットボトルへと移り変わっている状況であり、ペットボトル回収量は年々増加しています。(※資料1参照)

また、事業者による素材の軽量化等も進められていることから、容器包装に係るごみ全体の処理量は減少傾向にあります。

これらの社会環境の変化により、ごみの総重量は減少傾向にありますが、再生利用量については平成 27 年度から 6 t 増、再生利用率は 16.0% (0.2%増) を目指します。

表 2-5-2 再資源化目標

	平成17年度	平成27年度	平成33年度	再資源化目標
再生利用量	2,828 t/年	2,604 t/年	2,610 t/年	6 t/年
再生利用率	15.2%	15.8%	16.0%	—

(資料1)

資源ごみ割合推移 (カン、ビン、ペットボトル) (単位: t/年)

	平成17年度	平成27年度	増減	
カン	137.59	90.68	-46.91	34.1%減
ビン	375.18	304.23	-70.95	18.9%減
ペットボトル	73.6	83.49	9.89	13.4%増
合計	586.37	478.4	-107.97	18.4%減

(3) 最終処分量削減目標

最終処分量の削減目標については、上記減量化目標と再資源化目標の達成により平成17年度実績より約16%の削減を図ります。

表2-5-3 最終処分量削減目標

	平成17年度	平成27年度	平成33年度	最終処分量削減目標	
最終処分量	2,510 t/年	2,240t/年	2,114 t/年	396 t/年	約16%減

(4) 具体的な取り組み例とその効果

a. 収集ごみ

市民の取り組むべき具体的な取り組み例とその効果を、表2-6-4に示します。なお、それぞれの減量効果を100%とした場合の量を試算し、目標達成に必要な実施率を算出します。

ここに示した取り組みのうち、19.6%の実施率で、減量目標が達成可能となります。

表2-5-4 収集ごみの減量化量

(単位: g/人・日)

取り組み例		H27発生量 (資源除く)	減量化目標 ①	減量効果 実施率 100%時 ②	実施率 (%) ③ ③=①÷②×100
可燃 ごみ	ア. 生ゴミの水切り	502	29.3	4	19.6
	イ. 紙袋・包装紙を断る			53	
	ウ. 衣類の長期利用			25	
	エ. 詰め替え製品の利用促進等			65	
その 燃 他 物	金属製品、小型電化製品等の長期利用	10		1.7	
粗 ご み	家具、電化製品、自転車等の長期利用	6		1.0	
合計		518		149.7	

※実施率とは、減量化目標を減量化量の計で割った数値

【算定根拠】

① 収集可燃ごみ

ア. 生ゴミの水切りをします。

水切りネットの生ゴミを絞ると約 10%の減量ができると言われています。

可燃ごみにおける厨芥類の割合は 8.67%[H27：湿り]です。これを水切りにより 10%の減量を目指す、4 g/人・日の排出抑制が図れます。

〔算定根拠〕

$$502 \text{ g/人・日 [H27 可燃ごみ量 (実績)]} \times 8.67\% \times 10\% \div 4 \text{ g/人・日}$$

イ. 紙袋・包装紙を断ります。

紙製容器包装の消費量は、各種統計データから推算すれば、表 2-5-5 に示すとおり 53 g/人・日となります。これらの紙製容器包装について、マイバッグ持参に努め、紙袋使用の削減を図ります。また、過剰包装の自粛や、簡易包装に努め、包装紙の使用の削減を図る等、紙製容器包装の適正化を図ります。

表 2-5-5 紙製容器包装の消費量

項目	単位	数値	備考
①人口	千人	127,095	国勢調査 [H27]
②包装用紙出荷量	千 t	875	資料：日本製紙連合会 [H27]
③紙器用板紙出荷量	千 t	1,561	資料：日本製紙連合会 [H27]
④紙製容器包装出荷量	千 t	2,436	=②+③
⑤1人1日紙製容器包装消費量	g/人・日	53	=④×10 <sup>6</sup> ÷①÷365 <sup>日</sup>

ウ. 衣類の長期使用を図ります。

可燃ごみに混入する繊維類を、可燃ごみ量の5%とすれば、以下に示す試算より 25 g/人・日となります。これらの繊維類について、フリーマーケットやバザーの利用により、使わなくなった衣類の販売や、知人への譲渡、タオル等を雑巾にするなどの再利用の取り組みを推進します。

〔算定根拠〕

繊維類の量＝可燃ごみ量×可燃ごみ中の繊維混入率

$$= 502 \text{ g/人・日 [H27 可燃ごみ量]} \times 5\% \div 20 \text{ g/人・日}$$

エ. 詰め替え製品の利用及びレジ袋を断ります。

その他プラスチック製容器包装の消費量を、各種統計データから推算すれば、表 2-5-6 に示すとおり 65 g/人・日となります。これらのその他プラスチック製容器包装について、シャンプー等のプラスチックボトルは詰め替え製品を利用します。また、マイバッグ持参に努め、レジ袋使用の削減を行い、容器包装の適正化を図ります。

表 2-5-6 プラスチック製容器包装の消費量

項目	単位	数値	備考
①人口	千人	127,095	国勢調査 [H27]
②プラスチック製容器包装出荷量	千 t	3,637	資料：日本包装技術協会 [H27]
③ペットボトル生産量	千 t	624	資料：PETボトルリサイクル推進協議会 [H27]
④その他プラスチック製容器包装出荷量	千 t	3,013	=②-③
⑤1人1日その他プラスチック製容器包装出荷量	g/人・日	65	=④×10 <sup>6</sup> ÷①÷365 <sup>日</sup>

## ② 収集その他不燃物

金属製品、小型電化製品等を手入れや修理等により、長期利用します。

その他不燃物は、金属製品、小型電化製品等であり、これを手入れや修理等により、廃棄するまでの期間を 1.2 倍に延長した場合、1 日当たりの平均排出量は約 83% (1/1.2) まで削減されることとなります。これにより 1.7 g/人・日 (=10 g/人・日[H27 不燃物量(実績)]×0.2/1.2) の排出抑制が図れます。

## ③ 収集粗大ごみ

家具類、電化製品、自転車等を手入れや修理等により、長期利用します。

粗大ごみは、家具、電化製品、自転車等であり、これを手入れや修理等により、廃棄するまでの期間を 1.2 倍に延長した場合、1 日当たりの平均排出量は約 83% (1/1.2) まで削減されることとなります。これにより 1.0 g/人・日 (=6 g/人・日[H27 粗大ごみ量(実績)]×0.2/1.2) の排出抑制が図れます。

## b. 直接搬入ごみ

適正な処理手数料の徴収や、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を求めると、ごみの減量化に努め、0.4 t /

日の排出抑制を図ります。これは、事業所数約 1,900 事業所[H26：事業所企業統計]とすると、211 g/事業所・日の排出抑制となります。

### 3) ごみ処理量の見込み

ごみ処理量の見込みは以下のとおりです。平成 33 年度に 787 g/人・日（年間量 16,179 t/年）となり、ごみ発生量の見込み(現状推移)に対し、35 g/人・日（年間量 717 t/年）の減量を図ることとなります。

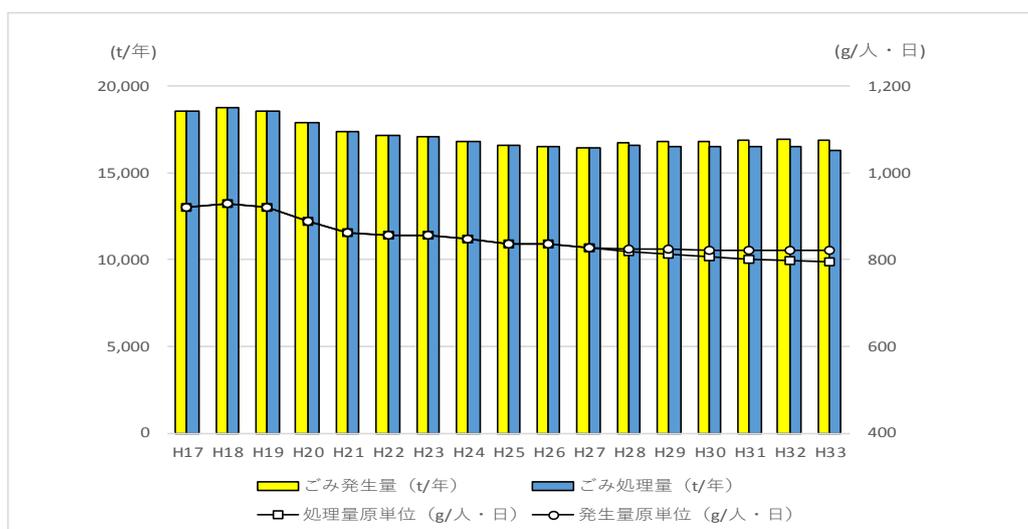


図 2-5-1 ごみ発生量及び処理量の見込み

表 2-5-7 ごみ発生量及び処理量の見込み

		年度	H17	H25	H26	H27	H28	H31	H33
人口		人	55,321	54,298	54,297	54,513	55,563	56,393	56,300
ごみ発生量	収集ごみ	t/年	12,789	11,283	11,130	10,991	11,203	11,370	11,351
	直搬ごみ	t/年	3,778	3,304	3,444	3,487	3,487	3,487	3,488
	集団回収	t/年	2,019	1,982	1,982	1,990	2,028	2,058	2,055
	拠点回収	t/年	2.0	1.6	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	計	t/年	18,588	16,570	16,558	16,470	16,720	16,917	16,896
	原単位	g/人・日	921	836	835	828	824	822	822
ごみ処理量	収集ごみ	t/年	12,789	11,283	11,130	10,991	11,098	10,959	10,748
	直搬ごみ	t/年	3,778	3,304	3,444	3,487	3,478	3,420	3,375
	集団回収	t/年	2,019	1,982	1,982	1,990	2,028	2,058	2,055
	拠点回収	t/年	2.0	1.6	1.9	1.9	1.8	1.4	1.2
	計	t/年	18,588	16,570	16,558	16,470	16,606	16,439	16,179
	原単位	g/人・日	921	836	835	828	819	799	787

注) 集団回収において、100g/人・日を見込んでいます。平成17年度において、2,019t/年となります。

\*表 2-5-7 においてごみ処理量の見込みは、ごみ発生量の見込みから排出抑制量を差し引いたごみ量見込みです。

## (1) 資源化目標

現状でごみとして排出されている資源の回収率を向上させることにより、ごみの減量を図ります。資源ごみ（拠点回収、集団回収含む）の将来再生利用量は、表 2-5-9、表 2-5-10 を参考に、表 2-5-8 に示すとおり設定します。

表 2-5-8 収集ごみにおける再生利用量の目標 [平成 33 年度]

(単位：g/人・日)

	平成27年度	平成33年度			目標の考え方
	実績	処理量 (予測)	処理量 (全国値)	処理量 (市の目標)	
カン類	4.56	2.93	6.80	4.56	カン類の消費量は年々減少しているほか、事業者による素材の軽量化等も進められており、処理量は減少傾向にあることから、平成27年度実績値を目標とし、将来的には全国値にできる限り近づけられるように努めていきます。
ビン類	15.29	12.83	17.20	15.29	ビン類の生産量は年々減少しているほか、事業者による素材の軽量化等も進められており、処理量は減少傾向にあることから、平成27年度実績値を目標とし、将来的には全国値にできる限り近づけられるように努めていきます。
新聞	65.60*	65.60	65.60	65.60	新聞の消費量は横ばい傾向にありますが、集団回収のみの実施であり、現状維持とします。
雑誌	22.53*	22.53	22.53	22.53	雑誌の消費量は年々増加していますが、集団回収のみの実施であり、現状維持とします。
ダンボール	11.26*	11.26	11.26	11.26	ダンボールの消費量は年々増加していますが、集団回収のみの実施であり、現状維持とします。
紙パック	0.10	0.10	0.30	0.30	現状の全国値を目標とします。
その他紙類	0.61*	0.61	0.61	0.61	集団回収のみの実施であり、現状維持とします。
ペットボトル	4.20	4.20	6.30	6.30	飲料容器がカン類・ビン類からペットボトルへと移り変わっている状況であり、ペットボトル回収量は年々増加していることから、現状の全国値を目標とします。
その他プラスチック類	7.64	7.30	18.50	7.64	プラスチック製容器包装の出荷数量は年々増加していますが、同時に事業者による素材の軽量化等も進められていることから、平成27年度実績値を目標とし、将来的には全国値に近づけられるように努めていきます。

\*新聞、雑誌、ダンボール、その他紙類は、集団回収分であり、100 g/人・日と想定します。

表 2-5-9 容器包装の生産量、消費量

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	資料
人口	千人	128,032	128,057	127,799	127,515	127,298	127,083	127,095	総務省統計局
ガラスびんの生産量	千 t	1,330	1,337	1,342	1,281	1,287	1,257	1,246	ガラスびん3R促進協議会
原単位	g/人・日	28.5	28.6	28.8	27.5	27.7	27.1	26.9	
スチールカンの消費重量	千 t	699	685	682	664	611	571	486	スチール缶リサイクル協会
アルミカンの消費重量	千 t	293	296	298	301	304	313	332	アルミ缶リサイクル協会
計	千 t	992	981	980	965	915	884	818	
原単位	g/人・日	21.2	21.0	21.0	20.7	19.7	19.1	17.6	
ペットボトルの販売量	千 t	564	596	603	582	578	569	563	PETボトルリサイクル推進協議会
原単位	g/人・日	12.1	12.8	12.9	12.5	12.4	12.3	12.1	
プラスチック製品の出荷数量	千 t	3,655	3,644	3,530	3,467	3,513	3,528	3,637	(社) 日本包装技術協会
原単位	g/人・日	78.2	78.0	75.7	74.5	75.6	76.1	78.4	
新聞の消費量	千 t	4,464	4,386	3,973	4,086	4,132	4,071	3,942	(財) 古紙再生促進センター
雑誌の消費量	千 t	3,327	2,298	2,234	2,170	2,135	1,994	1,930	(財) 古紙再生促進センター
段ボールの消費量	千 t	7,341	7,903	8,052	7,867	8,083	8,449	8,617	(財) 古紙再生促進センター
計	千 t	15,132	14,587	14,259	14,123	14,350	14,514	14,489	
原単位	g/人・日	323.8	312.1	305.7	303.4	308.8	312.9	312.3	

表 2-5-10 容器包装収集量 [平成26年度]

	分別収集量 (t)	分別収集 対象人口 (万人)	原単位 (g/人・日)
無色のガラス製容器	319,018	12,519	7.0
茶色のガラス製容器	260,111	12,513	5.7
その他の色のガラス製容器	202,745	12,465	4.5
紙製容器包装	82,202	4,523	5.0
ペットボトル	292,455	12,651	6.3
プラスチック製容器包装	731,022	10,847	18.5
白色トレイ	2,171	3,022	0.2
スチールカン	179,068	12,399	4.0
アルミカン	128,273	12,431	2.8
段ボール	586,654	11,876	13.5
紙パック	13,231	10,886	0.3

資料：「平成26年度容器包装リサイクル法に基づく  
市町村の分別収集及び再商品化の実績について」  
(平成28年3月28日 環境省大臣官房廃棄物・リ  
サイクル対策部 企画課リサイクル推進室)

## 4) 将来の分別区分

### (1) 分別区分

収集ごみの分別区分は、基本的に現状のとおりとしますが、今後の社会情勢の変化等により、必要が生じた場合には、分別区分の変更等も検討していきます。

変更の際には、近隣都市、先進都市事例等も参考に、市にあった分別区分を検討していきます。その際には、処理体制との整合にも配慮し検討します。

表 2-5-11 将来の分別区分

区分		品目	
収集 ごみ	燃えるごみ	生ゴミ、食用油、木切れ、紙おむつ、紙くず類、布・皮革類	
	資源 物 ( 分 別 )	空缶	空缶類全般（スプレー缶含む）
		空ビン	ビン類全般
		ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用
		その他不燃物	金属製品、電球、植木鉢、陶器類、小型電化製品、金属キャップ
		その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、トレイ・カップ類、キャップ類、発泡スチロール、バック類、ポリ袋
		有害ごみ	蛍光灯、筒型乾電池
	粗大（大型）ごみ	再利用できない家具類、電化製品（家電4品目を除く）	
側溝清掃汚泥			
収集しないごみ		処理困難物（タイヤ、バッテリー、ピアノ等）、危険物（消火器、農薬等）、在宅医療にともなうごみ（注射器等の医療廃棄物、点滴パック）、事業系一般廃棄物	
	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機、パソコン	

### (2) 排出方法

排出方法については、現在、可燃ごみを袋での排出としていますが、分別の徹底、ごみの減量化、資源化を推進するため、袋の指定など排出方法の変更についても検討していきます。

## 5) 適正処理に係る基本事項

### (1) 収集運搬計画

収集運搬は、以下に示す施策を踏まえつつ実施するものとします。

#### ○重点施策

- ・ 資源回収常設ステーションの拡大の検討
- ・ 排出マナーの強化・徹底

収集対象地域は計画収集区域全体であり、家庭から排出されるごみを対象とし、市が収集します。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

## b. 収集運搬方法

### ① 収集運搬体制

収集運搬体制は、現状で適正に実施されており、当面は原則現状どおりとします。収集効率、コスト等を考慮し、必要に応じて改善を図っていきます。

### ② 収集頻度

収集頻度は、表 2-5-12 に示すように当面は現状どおりとします。ただし、資源ごみの区分の拡大、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて見直しを検討していきます。特にペットボトル、その他プラスチック類は、他のものに比べ保管スペースが必要である点にも配慮して検討します。

表 2-5-12 将来の収集頻度

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥
週 2 回	祝日も収集	月 2 回	祝日も収集	随時（土日祝を除く）	随時（土日祝を除く）

### ③ 収集方式

収集方式については、表 2-5-13 に示すとおりとします。

ステーションの設置箇所については、基本的に現状どおりとしますが、今後、世帯数の増加等による影響を見つつ、必要が生じた場合には、検討していくものとします。

収集ステーションについては区域外の住民等によるごみ出しや資源の抜き取りなどマナー違反の問題に対して、定期巡回や看板等の設置による呼びかけにより改善に努めていきます。

なお、資源ごみについては、排出時間に排出することが難しい市民等への対応として、平成 28 年度から開始した市役所及び鶏冠井コミュニティセンターでの終日回収と同様に、今後も公共施設等での終日回収を検討していきます。

表 2-5-13 将来の収集方式

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥	
各戸収集からステーション方式へ移行	直営委託	ステーション方式	委託	個別有料予約収集	直営	ステーション方式	直営

④ 収集容器

カン類、ビン類についてはコンテナでの回収を実施しており、これを継続するものとします。

⑤ 収集車両

現状の車両収集が最も適していると考えられることから、今後も車両収集を継続するものとします。

⑥ その他の収集運搬

・事業系ごみの収集運搬

事業者自ら組合へ搬入するか、許可業者によるものとします。なお、組合との協力体制の中で処理不適物混入の防止を図るものとします。

・特別管理一般廃棄物の収集運搬

基本的に市として収集（処理）しないものとし、販売店、メーカー等による円滑な回収が行われるよう、ルート確保及び周知に努めるものとします。

c. 収集運搬量

収集運搬量は以下のとおりです。

表 2-5-14 収集運搬量

(単位：t/年)

年度	H17	H25	H26	H27	H28	H31	H33
可燃ごみ	11,524	10,282	10,120	9,980	10,104	10,050	9,900
ペットボトル	74	83	81	83	85	86	86
その他プラスチック類	179	154	151	152	153	151	148
その他不燃物	321	232	195	196	188	159	140
カン類	138	110	100	91	86	70	60
ビン類	375	320	307	304	301	280	264
有害ごみ	20	14	14	14	14	12	11
粗大ごみ	138	95	101	111	111	108	104
側溝清掃汚泥	20	92	62	60	56	43	36
計	12,789	11,382	11,129	10,991	11,098	10,958	10,749

## (2) 中間処理計画

中間処理は、以下に示す施策を踏まえつつ実施するものとします。

### ○重点施策

- ・施設の負荷軽減に向けた資源化・減量化の推進
- ・処理困難物の処理に向けた連携体制の整備
- ・リサイクルプラザの改良、更新の検討
- ・ごみ処理施設の改良・更新の検討

### a. 中間処理対象ごみ及び処理方法

#### ① ごみ種別処理方法

中間処理は、分別収集で分別した資源や、不燃物中の金属等をそれぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収を実施しながら処理するものとします。

中間処理を行うごみ区分及び処理方法は、表 2-5-15 に示すとおりです。

なお、現体制で処理できない一般廃棄物については、今後、府内全体で連携体制の整備を検討しながら取り組んでいくものとします。

表 2-5-15 ごみ区分及び処理方法

ごみ区分	処理施設	処理方法
可燃ごみ 選別後可燃物	ごみ処理施設	焼却処理
その他不燃物 粗大ごみ	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備)	破碎処理後、可燃物、不燃物、資源物に分類する。
カン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	スチールとアルミに分別する。
ビン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	無色・茶色・緑色・その他に分別する。
ペットボトル	プラプラザ (ペットボトル処理設備)	選別・圧縮・梱包
その他プラスチック類	プラプラザ (プラスチック製容器包装圧縮 梱包設備)	選別・圧縮・梱包
有害ごみ	勝竜寺埋立地	一時保管し、委託処理

② 運転管理体制

運転管理は、現状どおり、組合が主体となり行うものとします。

③ 中間処理の基本方針

現在の処理状況から、ごみ処理施設の処理能力には余裕はなく、リサイクルプラザ及びプラプラザの資源ごみ処理設備では、能力的な余裕がある状態です。ペットボトル処理設備は既存の施設を廃止し、平成 23 年 4 月にプラプラザに新設供用開始し、処理能力の向上に努めています。今後ごみ中の資源回収拡大を推進し、ごみ処理施設の負荷軽減を図るものとします。

○ ごみ処理施設

ごみ処理施設は、1・2号炉が稼働後 20 年を経過し、「ごみ処理施設長寿命化計画」に基づき、平成 22 年度から平成 23 年度にかけ、「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、焼却炉の延命対策を行いました。また、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて、1・2・3号炉の「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を行う予定としています。

今後は、ストックマネジメントを推進しながら、施設更新によって新たに設備を整備する場合は、ガス化熔融等の採用を検討するとともに、生ごみのバイオマス化等、新たな処理方法についても検討していきます。

○ リサイクルプラザ（粗大ごみ処理設備・資源ごみ処理設備）

リサイクルプラザは、稼働後 15 年を経過し、施設全体については本計画期間中（平成 25 年度以降）に、耐用年数を迎えるため、ストックマネジメントを推進しながら、施設更新によって新たに設備を整備する場合は、組合及び関係市町と調整を図りながら、法制度の改変状況にも配慮することとします。

○ プラプラザ（プラスチック製容器包装圧縮梱包設備・ペットボトル 処理設備）

プラプラザは、施設的には比較的新しいですが、本計画末期には、施設の状態を判断しつつストックマネジメントを推進していきます。

※【ストックマネジメント】

既存の建物を有効に活用し、長寿命化を図り、廃棄物処理施設の生涯費用の低減を図るための管理手法

### (3) 最終処分計画

最終処分は、以下に示す施策を踏まえつつ実施するものとします。

#### ○重点施策

- ・ 最終処分量削減に向けたごみ減量の推進
- ・ フェニックス計画への参画継続を含めた処分場の延命利用
- ・ 新たな最終処分場の用地選定、確保、施設設備の検討

#### a. 最終処分の対象ごみ

最終処分の対象は、中間処理等を経て、最終的に残ったごみであり、資源化等による再生利用が困難なものとしてします。主に、焼却残渣、側溝清掃汚泥及び選別後不燃物としてします。

#### b. 処分方法

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿を担う重要な処理方法であり、この機能を欠如させることはできない。また、勝竜寺埋立地現況調査報告書（平成27年3月）では、平成43年度に埋立てが完了となることから、新たな最終処分場の用地選定、施設整備の検討が重要です。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、住民の信頼と理解を高められるように関係機関で協議していきます。

#### ① 管理・運営体制

現状どおり、組合が主体となり行うものとします。

## ② 将来の最終処分の基本方針

現在、組合が所有する「勝竜寺埋立地」は、逼迫した状況にあり、延命化を図るため、平成3年度からフェニックス計画に参画しています。今後もフェニックス計画への参画を継続するとともに、最終処分量の削減に努めます。また、広域での最終処分場整備や民間施設の利用も含め、新たな最終処分場の用地選定、確保、施設設備を検討していきます。

### c. 跡地利用計画

最終処分場の跡地利用は、地域の環境・緑地の保全に留意しつつ、運動公園、緑地公園、花畑、ピオトープ、多目的広場など、花と緑のあふれる市民の憩いの場として利用できる地域と融和した跡地利用を検討します。

## 6) 中間処理施設の整備に関する事項

### (1) 短期整備事項

#### a. プラプラザ（ペットボトル処理設備）

既存のペットボトル処理設備は、処理能力を上回る搬入が行われていたため、プラプラザに処理能力の大きいペットボトル処理設備が新設され、平成23年4月に供用を開始しています。

### (2) 中期整備事項

ごみ処理施設の1・2号炉と3号炉が平成28年度で稼働後21年と14年となり、リサイクルプラザが平成30年度に稼働20年を迎えることとなります。一般的に施設の耐用年数は15年から20年程度といわれており、老朽化の進捗によっては改良・更新を検討します。

#### a. ごみ処理施設（1・2・3号炉）

焼却処理はごみ処理施設1・2・3号炉で行っていますが、3号炉は整備時期が異なり1・2号炉と比べると新しい施設です。1・2号炉は、「ごみ処理施設長寿命化計画」に基づき、平成22年度から平成23年度まで「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、焼却炉の延命対策を行いました。平成24年度から「ごみ処理施設長寿命化計画」を策定し、診断結果に基づき平成26年度から平

成 29 年度まで、1・2・3号炉の「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を行う予定としています。

#### **b. リサイクルプラザ**

リサイクルプラザは平成 30 年度に稼働 20 年となることから、老朽化の進捗にもよりますが、施設全体の改良・更新を検討する時期を迎えると考えられます。次期整備については、その時点の法制度を踏まえ資源回収品目を、組合及び関係市町で調整しつつ検討を図るものとしします。

### **(3) 長期整備事項**

#### **a. プラプラザ（プラスチック製容器包装圧縮梱包設備・ペットボトル処理設備）**

プラプラザは処理能力に関しても問題はなく、今後の資源回収拡大にも十分対応可能であります。その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備は平成 33 年度に稼働 20 年を迎えることとなり、老朽化が進むことが考えられます。ペットボトル処理設備は比較的新しい設備です。

その他プラスチック類やペットボトルの資源化に関しても法制度等の影響を受けた状況の変化が考えられるため、必要に応じて組合及び関係市町間で調整しつつ、改良・更新を図るものとしします。

# ● ● ● ● ● 第6章 排出抑制等に係る施策 ● ● ● ● ●

## 1) 排出抑制策

第5章に掲げた数値目標の達成を目指すための具体的な施策として、以下に市、市民、事業者の取り組むべき方策を掲げ、その目標に向けての内容を示します。

**減量化に向けた4R**

- ①リフューズ : 不要なものはもらわない・断る
- ②リデュース : 不要なものは買わない・ごみになるものを発生させない
- ③リユース : 不要となったものを再使用する
- ④リサイクル : 資源として再生利用する

### (1) 市における方策

市は、排出抑制策も含めた減量化・再資源化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとし、以下に示すような施策について、検討、実施していくものとします。

※以下施策の実施時期を最右欄に示す。実施時期については、平成29年度から平成33年度の5年以内とする。

「——→」：実施時期

「----→」：検討施策の検討期間及び実施予定時期

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	H29	H30	H33
体制整備	一般廃棄物の減量化対策を実効性あるものとするため、以下に示す体制整備を検討するものとします。			
市民、事業者、市の協働	○ 市民、事業者、市は、協働、連携し、ごみ減量施策等に取り組んでいきます。	——→		
市民、事業者、市の協議の場の検討	○ 市民、事業者、市によるごみ減量、ごみ処理等に関する協議の場の設置を検討していきます。		----→	
人材の育成	○ リサイクル活動を率先して行う人材の育成に向けた、環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの啓発に努めていきます。	——→		
分別指導内容の徹底	○ ごみの減量化・資源化を図るため、分別指導員による指導の徹底を図ります。	——→		

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	H29	H30	H33
体制整備	廃棄物減量等推進員委嘱の検討	○ 一般廃棄物の減量化に向けた地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の委嘱を検討します。	-----	-----	-----▶
	拠点回収の拡充	○ 資源回収の拠点として市民が日常的に利用できるような公民館等の拠点数の拡充を検討していきます。	-----	-----	-----▶
	小売店での資源回収の推進	○ 市は、小売店が実施するペットボトルやトレイ等の資源回収を推進するため、実施店舗の紹介など、協力体制の整備を検討していきます。	-----	-----	-----▶
	収集運搬体制の検討	○ 市は、資源回収拡大など状況に応じて、継続的に適正な収集運搬が確保されるよう努めます。	-----	-----	-----▶
	分別区分の検討	○ 市の収集・処分の状況、社会情勢も踏まえて、近隣都市、先進都市事例等も参考に、市にあった分別区分を検討していきます。	-----	-----	-----▶
啓発、教育、指導		市民、事業者に対してごみの減量化・資源化、さらにはごみの適切な排出の推進に向け、啓発、指導を徹底するとともに、学校では、児童・生徒の発達段階を踏まえて身近な環境問題に関心を持つ教育に積極的に取り組んでいきます。			
	挑戦目標の設定	○ 市の減量目標達成に向けた市民の行う減量取り組みを具体的に設定し、市は広報啓発に努め、それらの取り組みを推進していきます。	-----	-----	-----▶
	広報ツールの検討	○ ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報紙やホームページ等への掲載など、広報ツールの検討を行っていきます。	-----	-----	-----▶
	市民参加型のイベントへの支援・協力	○ 資源に対する理解を深める市民参加型のイベント（フリーマーケット等）に対して情報の提供などの協力を行います。 ○ イベント開催時に、ごみの減量化・資源化の広報啓発、情報提供等の実施を検討します。	-----	-----	-----▶
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○ ごみの発生・排出抑制を図るとともに、市民及び事業者のリサイクル意識の普及啓発等を充実させていきます。 ・ 広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・ 市のホームページを利用した広報啓発	-----	-----	-----▶

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	H29	H30	H33
啓発、教育、指導	家庭系ごみの分別精度向上の指導及び啓発	<p>○ 分別精度の向上を図るため、分別の指導・啓発を図っていきます。資源物については、異物が混入していると資源化されないことを広報していきます。また、その他プラスチックについては、識別が難しいため、正しい排出方法について継続して広報啓発を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別指導員等による直接指導</li> <li>・ 広報紙、リーフレット等による広報啓発</li> <li>・ 市のホームページを利用した広報啓発</li> </ul>	→		
	環境教育の推進	<p>○ 循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していきます。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒用の副教材の作成(小・中学生対象)</li> <li>・ ごみ処理施設等の見学会の実施(小学生対象)</li> <li>・ 企業への見学会の実施(小・中学生対象)</li> <li>・ ポスター作成(小・中学生対象)</li> <li>・ 訪問授業及び出前講座の実施(小・中学生対象)</li> </ul> <p>市民・事業者・市の中からテーマに沿った適切な講師を市内の小中学校に派遣して訪問授業を実施していきます。</p> <p>市民にごみに関する認識を高め、ごみの減量化方法等の説明会等、公民館等での出前講座を実施していきます。</p> <p>○ 学校での取り組みを家庭でも取り組める方法で推進していきます。</p> <p>○ 環境教育の推進に向け、関係部署と協議、調整し、検討を進めていきます。</p> <p>○ 環境学習としての企業見学に向け、学校側への情報提供等を行っていきます。また、見学できる企業の拡大に向けて検討していきます。</p>	→		
	事業者に対するの広報啓発・指導	<p>○ 事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量化・資源化の広報啓発・指導を行っていきます。</p>	→		
情報提供	組合における処理方法の広報	<p>○ ごみ意識の向上を図るため、組合でごみがどのように処理されているのかについて、市のホームページ等を通じて広報していきます。</p>	→		
	処理費用等の広報	<p>○ ごみ処理量、ごみ処理費、減量化量等の広報を行っていきます。また、ごみ処理は税金で賄われていることも併せて広報していきます。</p>	→		

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	H29	H30	H33
助成制度	ごみの排出抑制・リサイクルを進めていくためには、市民活動への支援が必要であり、市全域に継続していくものとします。			
生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度の継続	○ 家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的として、コンポスト容器及び電動生ごみ処理機を購入する市民に対し補助金を交付し、普及を支援しており、引き続き実施するとともに、拡充を検討します。	→		
集団回収の支援の検討	○ 資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、回収場所や回収業者等の情報提供や広報啓発、回収用資機材の貸与等、協力体制の整備を検討していきます。 ○ 集団回収の量について、実態を把握していきます。	→	→	→
ごみ減量推進協力店の認定	○ 循環型社会に向けてごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む（包装紙の簡素化、マイバッグの推奨、リサイクル商品の販売、資源物の回収等）店舗を『ごみ減量推進協力店』として認定し、市民、事業者が一体となったごみ減量を進めていきます。 ○ 刊行物などを通じて、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨し、市民に支持される環境にやさしい店づくりを広めることによって、循環型社会に向けてごみ減量化・リサイクルの一層の推進を図っていきます。	→		→
表彰制度の実施	○ 市民・事業者が主体となった、ごみ減量・リサイクル実践活動等の拡大を目指して、市内においてそれらの活動を推進するとともに、実績をあげている個人・市民団体・事業者の活動内容を表彰する制度を検討します。	→		→
手数料	家庭ごみの有料化の検討	→	→	→
	事業系ごみの費用負担の適正化	→	→	

【参考】有料化についての効果、課題等

〔国の基本方針〕

平成28年1月に変更された『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』においては、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の更なる推進を図るべきである。」とされています。

〔効果〕

- 減量効果  
ごみ排出量の減量化に有効な手段です。
- 住民のごみ減量意識の高揚  
ごみを排出することに料金が必要となり、住民のごみ減量に対する意識の高揚が図れます。
- ごみ処理にかかる負担の公平化  
排出量に応じた処理手数料を徴収することにより、負担の公平性が図れます。

〔課題〕

- 住民合意  
現在、処理経費が一般財源で賄われているため、住民にとっては負担増として受け止められる恐れがあります。
- 不法投棄の増加  
調査から懸念するほど不法投棄の増加がないとの報告もありますが、不法投棄の増加が心配されます。
- 野焼きの増加  
野焼きの増加が懸念されます。

## (2) 市民における方策

市民は、廃棄物処理法において、ごみの減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされています。以下に市民の取り組むべき事項と、それに向けた市の施策を示します。

市民の取り組むべき事項		達成に向けた市の支援策	H29	H30	H33
資源化	分別精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの分別についてわかりやすく説明したパンフレットの作成・配布などを行うとともに、広報などを通じて市民にごみをきちんと分けて出すよう啓発し、分別精度の向上を図っていきます。</li> <li>○ 収集場所での分別区分表示を、分かりやすい表示にするよう努めていきます。</li> <li>○ 自治会を通じて、日常的なマナーの徹底を図るよう呼びかけていきます。</li> </ul>	→	→	→
	資源ごみ回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源ごみ回収として実施しているカン類、ビン類、ペットボトル、その他プラスチックは、決められた排出方法で出すよう努めるほか、生きビンについては販売店に戻す等、資源としての再利用に努めることが重要であり、市として積極的に指導、広報啓発を行っていきます。</li> </ul>	→	→	→
	拠点回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市では紙パックの拠点回収を、市役所入り口及びストックヤードで実施しているが、さらなる市民の協力を得るため、公共施設での回収を検討していきます。</li> </ul>	→	→	→
	集団回収の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団回収は、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に参加するよう、市として広報啓発を行っていきます。</li> <li>○ 集団回収を行っていない地域については、自治会の体制整備を検討していきます。</li> </ul>	→	→	→
	不用品譲渡の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要らなくなった衣類、家庭用品等の不用品の譲渡はごみ減量化の観点から有効であり、市として広報啓発・情報の提供などに努めます。</li> </ul>	→	→	→
	小売店での資源回収の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部のスーパーでは、ペットボトル、トレイ、卵パック等を回収しており、こうした活動は事業者の意識向上にも繋がることから、市民の積極的な利用等を、市として広報啓発していきます。</li> </ul>	→	→	→
自家処理	生ごみの堆肥化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厨芥ごみについて、生ごみ堆肥化容器等を利用し、各家庭で堆肥化して利用するよう、市として広報啓発を行っていきます。</li> </ul>	→	→	→

市民の取り組むべき事項	達成に向けた市の支援策	H29	H30	H33
排出抑制	いらないものはもらわないリフューズ、無駄なものやごみになるものは、買わない、持ち込まないリデュースに努めます。			
過剰包装の自粛	○買物の際には、買物かご、買物袋等を持参するよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○「ノーレジ袋・マイバッグ運動デー」の実施など普及に努めます。 ○贈物等の際も簡易包装のものを選ぶなど、配慮に努めるよう、市として広報啓発を行っていきます。	→	→	→
生ごみの水切り	○厨芥ごみは、水切りを徹底するだけでも、高い減量効果を得るため、市として広報啓発を行っていきます。	→	→	→
家庭におけるエコ・クッキング	○家庭の台所から発生する生ごみの量を少なくするための調理方法や、市民団体によるエコ・クッキング教室等の開催を推進し、市民のごみの減量意識の高揚と厨芥ごみの減量を図っていくよう、市として広報啓発を行っていきます。	→	→	→
グリーンコンシューマー*活動	○各個人が、社会との接点である「消費する」という行動の際に環境に配慮することにより、ごみのもとを減らすだけでなく、事業者の活動内容や社会システムをも変えていくことができます。市は広報等を通じてこの活動を普及させ、ごみ減量・リサイクルの推進を図っていきます。	→	→	→

\*グリーンコンシューマー：買い物する際に「必要なものだけ買う」、「使った後、リサイクルできるものを選ぶ」等を念頭において行動する消費者

### (3) 事業者における方策

事業者は、廃棄物処理法において、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされています。以下に事業者の取り組むべき事項と、それに向けた市の施策を示します。

事業者の取り組むべき事項		達成に向けた市の支援策	H29	H30	H33
排出抑制	長期利用可能な製品等の検討	○ 長期間利用可能な製品の開発、再生利用しやすい製品の開発に努めるよう、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。			→
	事業所における排出抑制	○ 事業所における自己処理、分別の徹底、減量化に取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。			→
	過剰包装の抑制	○ 流通業界団体等で、包装資材の減量化に努めるよう、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。 ○ 「ノーレジ袋・マイバッグ運動デー」の実施など普及に努めます。			→
	製造・流通事業者による自主回収・資源化	○ 空きカンや空きビン等の資源として再生可能なものは、製造・流通事業者による自主回収の促進が必要であり、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。			→
その他	多量排出事業者による減量計画作成	○ 事業系一般廃棄物の減量化を推進するため、「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第19条に基づき、今後は、さらなる排出者責任の徹底や、指導の強化を進めることとし、多量排出事業者に対する減量計画作成を指示する等、条例の見直しも含めて検討していきます。			→
	拡大生産者責任*の徹底	○ 事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化等において生産者が責任を持って、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○ 製造事業者に対して製造段階からごみの抑制をする等、再利用・リサイクルが円滑に行われる社会システムの構築が必要であることから、国や産業界に働きかけも検討していきます。			→
	販売者責任の徹底	○ 販売者についても、拡大生産者責任同様、店頭での資源ごみ回収等、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。			→

--	--	--	--	--	--

\*拡大生産者責任(EPR)：Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやりサイクルを実施すること等が含まれます。

## 2) その他ごみの処理に関し必要な事項

### (1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

組合の受入基準における処理困難物、環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象品目はそれぞれ表 2-6-1 に示すものです。これらについては、収集しないことを住民に対し周知徹底していきます。

それに併せて、医療系廃棄物については医師会等を通じて病院での引き取りを検討するなど、販売店、メーカーによる回収に関して引き取り先を明確にし、市民への周知、情報提供を進めていくものとします。

なお、在宅医療の進展に伴い、在宅医療系廃棄物は増加しているものと想定されますが、作業員の安全性確保などの面から、収集運搬及び処理の受け入れについては見極めが必要です。したがって基本的には医療機関等へ持ち込み、適正な処理を進めるものとしますが、今後感染性のない医療系廃棄物については受け入れについても検討していくものとします。

また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣自治体との連携を図り国、府、メーカー等へ働きかけるものとします。

表 2-6-1 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

廃棄物	組合による指定	法令等による指定			内容等	処理方法
	適正処理困難物	特別管理一般廃棄物	適正処理困難物	対サイケ目		
ガスボンベ	○				プロパン等の耐圧容器	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
消火器	○				全般（エアゾールタイプ除く）	
オートバイ	○				原動機付き自転車含む	
タイヤ	○		○		ホイール等含む	
FRP船	○					
医療系廃棄物	○				注射針等含む	病院、販売業者に依頼してください。
建設廃材	○				土砂、木材、ブロック等	法令に定められた廃棄が必要です。
危険物	○				ガソリン、灯油、オイル、シンナー、火薬類等	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
鋼材	○				H型鋼材	
多量な高カロリー廃棄物	○				プラスチック類、塩化ビニール、紙類	
バッテリー	○					
ドラム缶	○					
ロール類	○				長尺テープ類	
スプレー缶	○				穴のあけてないもの	
宗教などに伴う廃棄物	○				墓石、墓標等	墓地の管理者または墓石販売会社等に相談してください。
分別されていない廃棄物	○				分別されていない廃棄物	適正な分別を行ってください。
その他の廃棄物	○				上記項目以外で各施設に支障をきたすおそれのある廃棄物	
PCBを使用した部品		○			エアコン、テレビ、電子レンジ	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
ばいじん		○				処理処分業者に直接依頼してください。
ダイオキシン類含有物		○				
感染性一般廃棄物		○				医療器具販売業者、医療機関に相談してください。
テレビ			○	○		直接指定法人に持ち込むか、小売店等に依頼してください。
冷蔵庫・冷凍庫			○	○		
エアコン				○		
洗濯機				○		
パソコン				○		製造メーカー、販売業者、購入店等に相談して下さい。
小型二次電池				○		

## (2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策

快適で住みよい生活環境の保全を図ることを目的とした「向日市のまちを美しくする条例」を平成26年4月に施行し、清潔で美しいまちづくりを目指しています。

不法投棄に対するパトロールを実施するとともに、広報やパンフレットで適正な処理についての協力を市民に呼びかけ、市民の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

自分のごみは自分で持ちかえり、空きカン、空きビン等ごみのポイ捨てがない清潔な居住環境を目指します。また、市民による地域の向日市一斉クリーン作戦（地域のごみ清掃活動）の実施について支援します。

## (3) 広報啓発活動のあり方

市民、事業者に対して、ごみの減量化・資源化、ごみの出し方に関する啓発を徹底するとともに、ごみの減量化・資源化に関する意識を向上させるため、学校や地域社会の場における学習や、ごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に取り組みます。

### ・情報提供

広報やパンフレットを利用し、市民のごみの減量化・資源化意識の高揚を図り、市のホームページを活用し、適切で効果的な情報の提供に努めます。

### ・環境教育

ごみ問題は、子供の頃から環境に配慮する意識を定着させることが重要であることから、小・中学生に対して環境教育の充実推進に努めます。

## (4) 計画推進体制

市民・事業者・市の協働が必要であり、三者一体となり、ごみ減量・資源化の推進に努めていきます。

市は、減量化・再生利用を図るため、市民、事業者、市の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。また、市は、市民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に基づく指導や活動支援などを行っていきます。

市民は、ごみの排出抑制、分別排出に努めるとともに、ごみの適正な処理に関して市の施策に協力するものとします。

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関して市の施策に協力するものとします。

さらに、市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて三者で協議できる場を設置するとともに、京都府及び関係機関等と意見交換をしつつ、計画の見直しを行います。

#### (5) 情報管理計画

- ・処理状況・情報の公開

ごみ処理実績データ（ごみの受入から処理・処分まで）を集計し、運用管理を行い、計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにします。

また、実績データ等の情報は、ホームページや広報誌など広報啓発活動に活かすように努めます。

- ・リサイクル情報の発信

不用品交換情報、粗大ごみの修理・再生情報、リサイクル関連情報等をホームページなどで情報提供に努めます。

#### (6) 災害廃棄物対策

震災や水害などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定され、被害の大きさによっては現状の処理体制の維持が一時的に困難となる場合も想定されます。

災害時に廃棄物処理に支障をきたさないよう、近隣のごみ処理施設を持つ自治体等との連携体制の構築を検討するとともに、災害時の廃棄物処理対策について組合及び関係市町間で調整を図るものとします。

### 第3部 生活排水処理基本計画

# 第 1 章 生活排水の排出状況

## 1) 生活排水処理の現状

### (1) 生活排水処理の沿革

本市における生活排水処理は、昭和 35 年に特別清掃地域内のし尿くみとり収集を開始したことに始まり、昭和 39 年には組合が設立し、昭和 40 年より組合し尿処理施設での処理が開始されました。その後も昭和 42 年のし尿くみとり作業の委託制への切り替え、昭和 53 年の公共下水道供用開始などを経て、現在では公共下水道も市内に広く整備され、生活排水の適正処理につとめています。

### (2) 処理、処分体系

本市における生活排水の処理・処分体系は、以下のとおりとなっています。現状の生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行われています。

し尿収集地域のし尿及び単独・合併処理浄化槽汚泥は、乙訓環境衛生組合のし尿処理施設で処理を行っていました。しかし、下水道普及に伴って処理量が減ってきたことから、平成 19 年度に隣接する下水道終末処理場への下水道投入へと処理形態を変更しています。

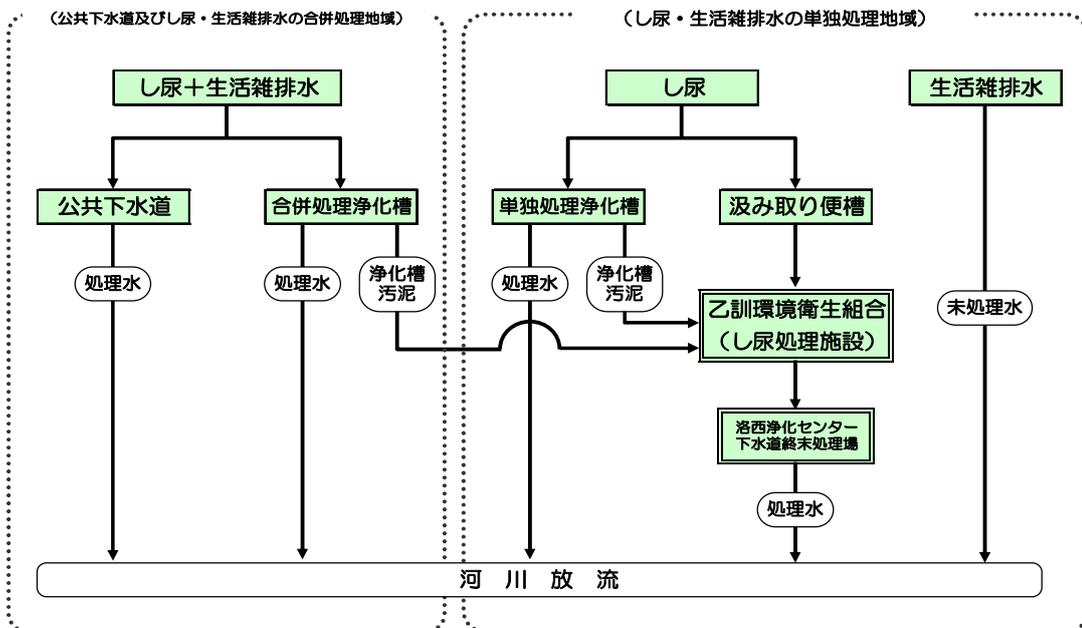


図 3-1-1 生活排水処理フロー

### (3) 人口等の実績

本市の生活排水処理形態別人口は以下のとおりです。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口

(各年度末値、単位：人)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画処理区域内人口	54,133	54,248	54,290	54,564	55,226
水洗化・生活雑排水処理人口	53,060	53,224	53,410	53,684	54,507
合併処理浄化槽	15	14	14	14	14
下水道（公共下水道）	53,045	53,210	53,396	53,670	54,493
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	810	782	651	651	536
非水洗化人口	263	242	229	229	183
し尿収集人口	263	242	229	229	183
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

### (4) 生活排水処理の実績

生活排水処理率は以下のとおり推移しており、平成 27 年度の処理率は、98.7% となっています。

表 3-1-2 生活排水処理率の推移

(各年度末値)

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画処理 区域内人口 (人)		54,133	54,248	54,290	54,564	55,226
生活排水 処理人口 (人)		53,060	53,224	53,410	53,684	54,507
生活排水 処理率 (%)		98.0%	98.1%	98.4%	98.4%	98.7%

公共下水道整備の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少を続けており、平成 27 年度には、し尿は約 330kL/年、浄化槽汚泥は約 157kL/年と、平成 23 年度と比べてし尿は約 87%、浄化槽汚泥は約 57%程度となっています。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

(各年度末値)

		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年間収集量	し尿	k L /年	387.82	360.78	420.94	389.50	329.67
	浄化槽汚泥	k L /年	271.21	252.63	280.84	217.12	156.57
	計	k L /年	659.03	613.41	701.78	606.62	486.24
1日平均収集量	し尿	k L /日	1.06	0.99	1.15	1.07	0.90
	浄化槽汚泥	k L /日	0.74	0.69	0.77	0.59	0.43
	計	k L /日	1.80	1.68	1.92	1.66	1.33
し尿と浄化槽汚泥の比率	し尿	%	58.8	58.8	60.0	64.2	67.8
	浄化槽汚泥	%	41.2	41.2	40.0	35.8	32.2

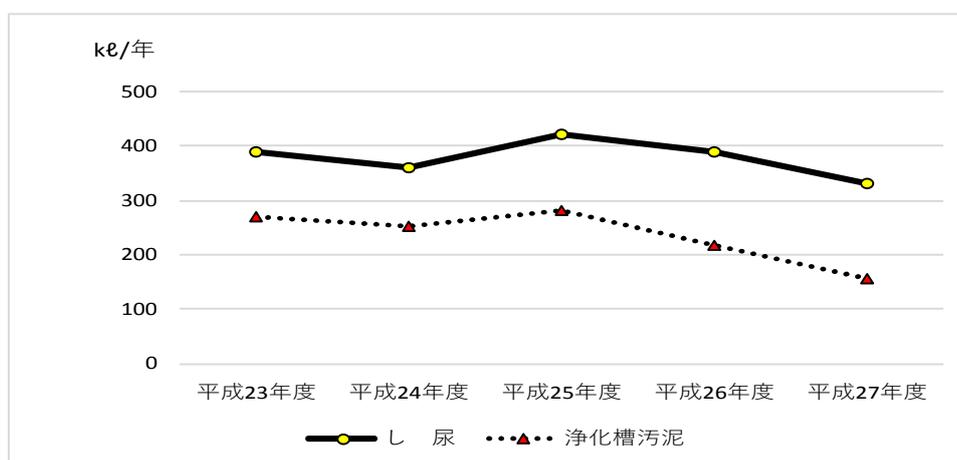


図 3-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

(5) 収集、運搬

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥等は、本市の委託業者又は許可業者が収集し、組合のし尿処理施設に搬入しています。

表 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

し尿		浄化槽汚泥	
収集運搬方法・回数等		収集運搬方法・回数等	
委託	月 2 回 各戸収集	許可	年 1 ~ 2 回 各戸収集

資料：「平成28年度実施計画」

表 3-1-5 月別収集実績 (平成27年度)

(単位: kL)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
し尿	28.36	25.47	25.45	27.38	24.96	27.88	24.20	28.04	33.40	27.02	25.80	31.71	329.67
浄化槽汚泥	14.11	8.71	20.50	14.07	21.74	7.67	1.36	3.64	19.40	9.73	14.16	21.48	156.57
合計	42.47	34.18	45.95	41.45	46.70	35.55	25.56	31.68	52.8	36.75	39.96	53.19	486.24

(6) 中間処理

し尿処理施設の概要は、以下のとおりです。

表 3-1-6 施設の概要

名称	乙訓環境衛生組合し尿処理施設	
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番	
処理能力	20kL/日	し尿 10kL/日
		浄化槽汚泥 10kL/日
処理形式	受入・前処理・希釈・投入	
整備 年度	着工	平成18年5月 (改造工事)
	竣工	平成19年3月 (改造工事)
供用開始	平成19年4月	
建築面積	1,336.62㎡	
延床面積	2,470.21㎡	



## (7) 最終処分

平成 27 年度までの最終処分量を以下に示します。平成 19 年度以降は下水道投入としたため、最終処分対象物はし尿処理施設沈砂と槽内清掃汚泥とします。

表 3-1-8 最終処分量 (全体)

(単位：t/年)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿処理施設沈砂	0.49	0.58	0.30	0.30	0.38
槽内清掃汚泥	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
最終処分量	22.49	22.58	22.30	22.30	22.38

## (8) 生活排水処理の課題抽出

### ○生活排水処理の課題

本市は、市街化区域全域が公共下水道計画区域となっており、下水道の普及に伴い、年々、生活排水処理率は上昇し、平成 27 年度末には 98.7%と高いレベルに達しています。今後も下水道への接続を進めることにより生活排水処理をさらに推進していく必要があります。

### ○し尿処理施設の課題

現在、し尿処理施設の処理量は、下水道の普及に伴い、年々、減少を続けており、下水道投入処理へ転換するため、し尿処理施設の改造を行い、平成 19 年 4 月に供用を開始しています。今後も処理量は低下が続くと予測されるため、今後の処理量も鑑み、処理体制等を検討する必要があります。

## 2) 生活排水の予測

本市における生活排水に関する将来数値は、以下のとおりです。

### (1) 処理形態別人口の予測

本市における処理形態別人口の予測の結果は、以下のとおりです。

表 3-1-9 処理形態別人口の予測

(各年度末推計値)

		H17	H21	H23	H25	H27	H31	H33
人口の動態等	1. 計画処理区域内人口 (人)	55,260	54,634	54,133	54,290	55,226	55,248	54,969
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	53,341	53,379	53,060	53,410	54,507	54,795	54,609
	(1) 合併処理浄化槽人口 (人)	67	19	15	14	14	13	13
	(2) 公共下水道人口 (人)	53,274	53,360	53,045	53,396	54,493	54,782	54,596
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口 (人)	1,372	923	810	651	536	338	269
	4. 非水洗化人口 (人)	547	332	263	229	183	115	91
	(1) し尿収集人口 (人)	547	332	263	229	183	115	91
	(2) 自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0

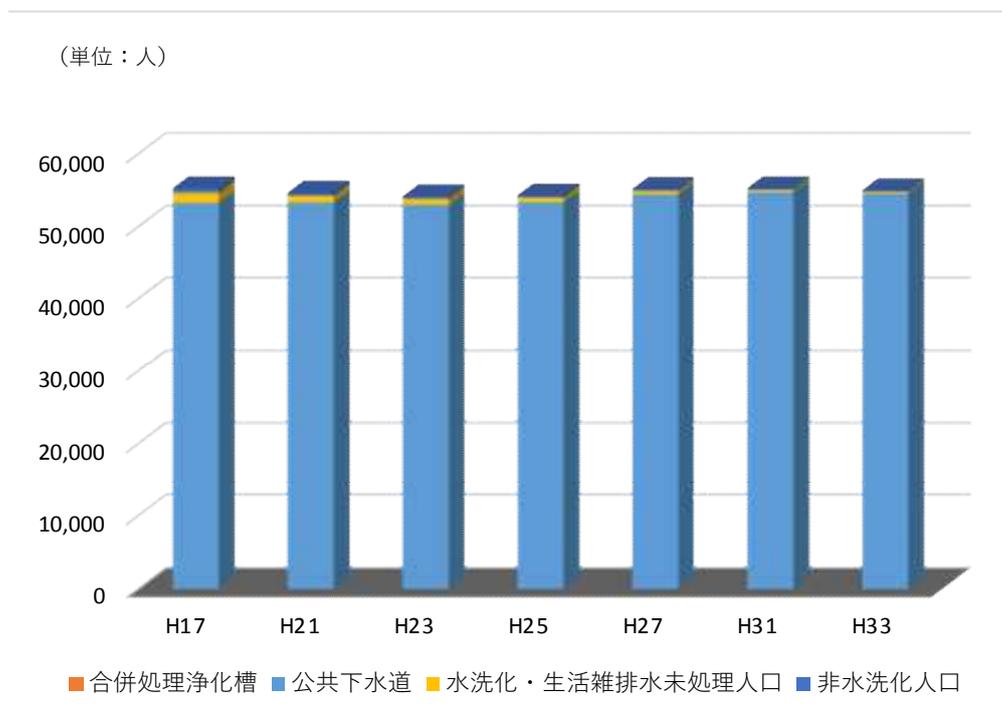


図 3-1-4 処理形態別人口の予測

## (2) 生活排水処理率の予測

生活排水処理率は、平成 27 年度実績では 98.7%ですが、平成 33 年度には 99.3%を達成する見込みです。

表 3-1-10 生活排水処理率の予測

(各年度末推計値)

項目	年度	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成31年度	平成33年度
計画処理 区域内人口 (人)		55,260	54,427	54,133	54,290	55,226	55,248	54,969
生活排水 処理人口 (人)		53,341	53,229	53,060	53,410	54,507	54,795	54,609
生活排水 処理率 (%)		96.5%	97.8%	98.0%	98.4%	98.7%	99.2%	99.3%

## (3) し尿・浄化槽汚泥等排出量の予測

下水道の普及により、し尿量等は、平成 27 年度に 1.3kL/日でしたが、平成 33 年度に 0.9kL/日となり約 31%減少する見込みです。

し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値は(主要年度・日量)は以下のとおりです。

表 3-1-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測(日量)

(各年度末推計値、単位：kL/日)

		平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成31年度	平成33年度
要 処 理 量	し尿収集量	2.3	1.3	1.1	1.2	0.9	0.7	0.7
	浄化槽汚泥量	1.7	1	0.7	0.8	0.4	0.2	0.2
	処理量	4.0	2.3	1.8	2.0	1.3	0.9	0.9
計画処理量		-	-	-	-	-	1.2	1.2

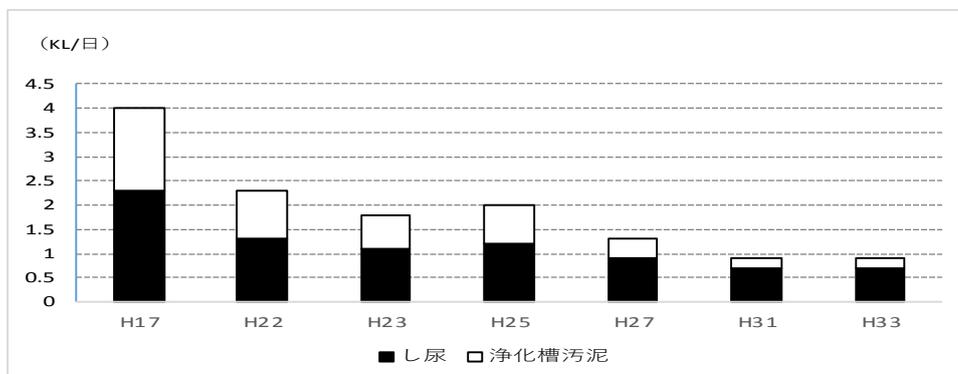


図 3-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

## 第2章 生活排水の処理主体

本市域における生活排水の処理主体は、以下のとおりです。生活排水処理主体は、今後  
もこの形態を継続していくものとします。平成19年4月に下水道投入処理へ転換するた  
めの改造を行ったし尿処理施設では組合が主体となって受入れを行なうものとします。

表 3-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	京都府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	乙訓環境衛生組合

## 第3章 生活排水処理の基本方針

### 1) 生活排水処理の基本的な考え方

本市では、地域特性やその地域計画に適した処理形態を選定していく方針です。  
生活排水処理の基本方針については、以下のとおりです。

#### 基本方針

- ① 市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、公共下水道への接続率向上を図ります。
- ② 流域下水道とし尿処理施設の連携による処理の効率化を図ります。

### 2) 生活排水処理の目標

さらなる生活排水処理率の向上を目指すことから、し尿等の収集量は、減少する見通しです。

今後も、引き続き生活排水の適正処理に取り組み、生活排水の100%処理を目指すものとします。(表3-3-1、表3-3-2に示すとおり)

本市では、この目標を達成するために、以下の示す事項について、取り組むこととします。

- 公共下水道計画区域内
- 公共下水道接続の啓発

表 3-3-1 生活排水の処理目標

	現 在 (平成 2 7 年度)	目 標 年 度 (平成 3 3 年度)
生活排水処理率	98.7%	100%

表 3-3-2 人口の内訳

	現 在 (平成 2 7 年度)	目 標 年 度 (平成 3 3 年度)
1. 計画処理区域内人口 (人)	55,226	54,969
2. 水洗化・ 生活雑排水処理人口 (人)	54,493	54,969

生活排水の処理目標を念頭に、目標年度における生活排水の処理形態別内訳は以下のとおりです。

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳 (目標)

		現在 (平成27年度)	目標年度 (平成33年度)
1. 計画処理区域内人口	(人)	55,226	54,969
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	54,507	54,969
(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	14	0
(2) 公共下水道人口	(人)	54,493	54,969
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	536	0
4. 非水洗化人口	(人)	183	0
(1) し尿収集人口	(人)	183	0
(2) 自家処理人口	(人)	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0

### 3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

##### ● 収集・運搬の方針

近年、公共下水道の普及拡大が進められたことにより、し尿等の収集量は年々減少傾向にあります。今後も公共下水道の普及により、し尿処理量及び汚泥収集量ともに減少が予想されますが、今後も、引き続きし尿処理を適正に行っていく必要があります。現段階では、現況の収集・運搬体制で行うものとし、状況に併せて適時対応するものとしします。

##### ● 収集区域の範囲

本市の行政区域全域を収集対象区域とします。

##### ● 収集運搬の方法及び量

###### ① 収集運搬体制

収集・運搬体制については、現状のとおり、し尿については、委託で行い、浄化槽汚泥については、許可業者が行うものとして、し尿処理施設に搬入します。なお、将来的にはし尿の収集量及び浄化槽汚泥量は減少の傾向にあるため、排出量減少への対応、計画的な収集作業の指導により、より安定した収集・運搬を行っていくものとしします。

###### ② 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

###### ③ 収集方法

一般世帯及び事業所等の申し入れにより、月2回の収集計画を行います。また、浄化槽については、年1回以上の清掃を指導します。

④ 収集・運搬量

収集対象区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

(2) 中間処理計画

● 中間処理の方針

公共下水道の普及により、し尿処理施設の稼働状況は、減少の一途をたどるため、平成 18 年度に隣接する下水道終末処理場への投入を実施するため改良工事を行い、平成 19 年度より投入を開始しています。

① 中間処理の体制

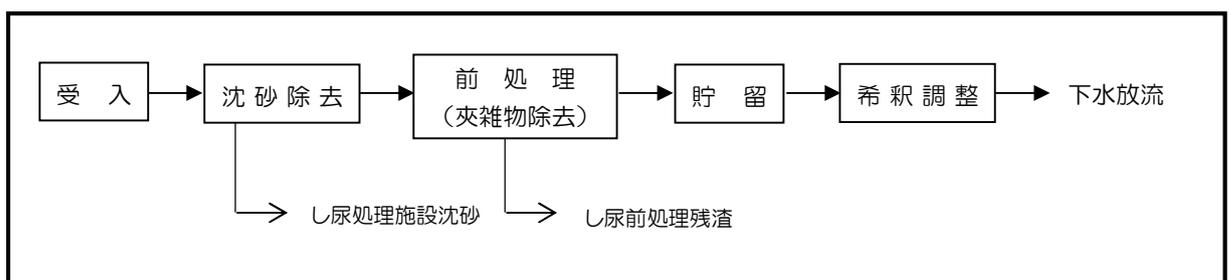
現行のとおり、処理主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

② 中間処理対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

③ 処理方式

【希釈投入処理方式：受入・前処理、希釈投入】



④ 処理能力

し尿処理施設の処理能力は以下のとおりです。

処理能力 : 20kL/日  
( し尿 : 10kL/日  
浄化槽汚泥 : 10kL/日 )

### (3) 最終処分計画

#### ● 最終処分の方針

平成19年度より中間処理におけるし尿の下水投入への移行を行い、処理工程中に発生する最終処分対象物の適正な処分を図ります。

#### ● 最終処分の方法

##### ① 最終処分の実勢体制

現行とおり、最終処分の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

##### ② 最終処分対象物

最終処分対象物は、し尿処理施設沈砂及び槽内清掃汚泥とします。

##### ③ 処分方法

し尿処理施設沈砂は、勝竜寺埋立地で処分します。

槽内清掃汚泥は、これまでどおり定期清掃委託による処分とします。

前処理後のし尿前処理残渣は、積出しとします。し尿前処理残渣は、含水率60%の紙、布、脱脂綿等繊維類、ビニール類であり、ごみ処理施設で焼却処理します。

##### ④ 計画処分量

**最大時計画処分量** : 200 kg/日 (15 kL/日処理)

---

資 料 編

---

ごみ発生量の見込み

ごみ発生量の見込みとは、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みのことです。

			実 績																	将 来 予 測								
			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
			平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
総人口	1	人	53,325	53,575	53,886	53,653	53,703	53,531	53,455	54,225	55,078	55,321	55,355	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513	55,563	55,835	56,114	56,393	56,672	56,300
計画収集人口	2	人	53,325	53,575	53,886	53,653	53,703	53,531	53,455	54,225	55,078	55,321	55,355	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513	55,563	55,835	56,114	56,393	56,672	56,300
可燃ごみ	3	t/年	11,743.20	12,082.96	12,529.25	12,537.82	12,200.48	11,764.26	11,768.23	11,638.56	11,373.36	11,524.16	11,511.50	11,372.35	10,849.44	10,516.93	10,420.36	10,344.10	10,241.37	10,182.23	10,120.41	9,980.00	10,172.23	10,222.03	10,273.10	10,324.18	10,375.26	10,307.16
	4	g/人・日	603.341	617.900	637.025	640.229	622.423	602.097	603.156	588.040	565.741	570.724	569.747	562.170	538.438	521.908	518.562	517.663	515.450	513.767	510.657	501.577	501.577	501.577	501.577	501.577	501.577	501.577
定期収集	5	t/年	11,703.73	12,043.70	12,474.65	12,471.12	12,124.36	11,345.64	11,711.27	11,582.13	11,370.13	11,504.45	11,499.68	11,369.72	10,849.44	10,516.93	10,420.36	10,344.10	10,241.37	10,182.23	10,120.41	9,980.00						
随時収集	6	t/年	39.47	39.26	54.60	66.70	76.12	418.62	56.96	56.43	3.23	19.71	11.82	2.63														
粗大ごみ	7	t/年	456.98	520.34	750.83	796.82	933.91	1,357.85	161.91	174.06	160.78	138.32	143.27	144.04	131.25	109.89	115.57	114.41	87.92	95.17	101.16	110.86	113.00	113.56	114.12	114.69	115.26	114.50
	8	g/人・日	23.479	26.609	38.174	40.689	47.645	69.495	8.298	8.794	7.998	6.850	7.091	7.120	6.514	5.453	5.751	5.726	4.425	4.802	5.104	5.572	5.572	5.572	5.572	5.572	5.572	5.572
定期収集	9	t/年	335.19	361.36	580.77	636.41	826.97	1,210.27																				
随時収集	10	t/年	113.75	125.28	122.01	101.49	75.42	105.50	139.13	156.91	139.55	119.53	125.67	130.12	131.25	109.89	115.57	114.41	87.92	95.17	101.16	110.86						
市町分	11	t/年	8.04	33.70	48.05	58.92	31.52	42.08	22.78	17.15	21.23	18.79	17.60	13.92														
資源ごみ	12	t/年	1,028.21	1,054.14	770.20	750.99	768.89	930.08	981.14	1,095.61	1,086.38	1,086.06	1,092.03	1,053.15	991.63	973.95	986.94	960.82	922.58	898.73	832.41	826.36	842.27	846.39	850.62	854.85	859.08	853.44
	13	g/人・日	52.827	53.907	39.159	38.348	39.226	47.602	50.286	55.356	54.039	53.786	54.049	52.060	49.213	48.333	49.114	48.084	46.434	45.347	42.002	41.531	41.531	41.531	41.531	41.531	41.531	41.531
カン類	14	t/年	244.01	243.62	160.78	136.88	135.28	135.82	148.85	178.13	156.38	137.59	138.94	154.15	124.08	130.93	128.82	122.01	117.85	109.51	99.53	90.68	92.42	92.87	93.33	93.80	94.26	93.64
	15	g/人・日	12.537	12.458	8.175	6.990	6.901	6.951	7.629	9.000	7.779	6.814	6.877	7.620	6.158	6.497	6.411	6.106	5.931	5.526	5.022	4.557	4.557	4.557	4.557	4.557	4.557	4.557
ビン類	16	t/年	419.98	416.44	364.65	346.72	355.02	348.03	347.08	354.64	352.89	375.18	372.18	355.88	343.72	336.11	353.86	335.16	323.66	320.21	306.83	304.23	310.09	311.61	313.16	314.72	316.28	314.20
	17	g/人・日	21.578	21.296	18.540	17.705	18.112	17.812	17.789	17.918	17.554	18.580	18.421	17.592	17.058	16.680	17.610	16.773	16.290	16.157	15.482	15.290	15.290	15.290	15.290	15.290	15.290	15.290
その他不燃物	18	t/年	364.22	394.08	241.93	238.12	238.09	242.21	265.36	322.40	337.66	320.96	329.11	286.50	277.63	267.82	261.51	256.85	240.17	231.72	194.90	196.04	199.82	200.80	201.81	202.81	203.81	202.47
	19	g/人・日	18.713	20.153	12.300	12.159	12.146	12.396	13.600	16.289	16.796	15.895	16.289	14.163	13.778	13.291	13.014	12.854	12.088	11.692	9.834	9.853	9.853	9.853	9.853	9.853	9.853	9.853
ペットボトル	20	t/年			2.84	29.27	40.20	55.85	59.31	64.16	70.18	73.60	77.28	81.49	79.64	78.71	81.92	79.96	81.03	82.89	80.55	83.49	85.10	85.51	85.94	86.37	86.80	86.23
	21	g/人・日			0.144	1.495	2.051	2.858	3.040	3.242	3.491	3.645	3.825	4.028	3.952	3.906	4.077	4.002	4.078	4.182	4.064	4.196	4.196	4.196	4.196	4.196	4.196	4.196
その他プラスチック類	22	t/年					0.30	148.17	160.54	176.28	169.27	178.73	174.52	175.13	166.56	160.38	160.83	166.84	159.87	154.40	150.60	151.92	154.84	155.60	156.38	157.15	157.93	156.90
	23	g/人・日					0.015	7.583	8.228	8.907	8.420	8.851	8.638	8.657	8.266	7.959	8.004	8.349	8.046	7.791	7.599	7.635	7.635	7.635	7.635	7.635	7.635	7.635
有害ごみ	24	t/年	4.76	7.17	11.61	11.92	10.57	9.66	18.49	19.30	18.19	20.43	18.82	17.49	17.82	16.21	17.94	15.89	15.19	14.31	14.10	13.93	14.20	14.27	14.34	14.41	14.48	14.38
	25	g/人・日	0.245	0.367	0.590	0.609	0.539	0.494	0.948	0.975	0.905	1.012	0.931	0.865	0.884	0.804	0.893	0.795	0.765	0.722	0.712	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700
廃乾電池	26	t/年	4.76	7.17	11.61	11.92	10.57	9.66	11.13	11.08	11.11	12.62	11.04	9.52	11.01	9.53	10.95	9.30	9.26	9.14	9.31	9.36	9.53	9.58	9.63	9.67	9.72	9.66
	27	g/人・日	0.245	0.367	0.590	0.609	0.539	0.494	0.570	0.560	0.553	0.625	0.546	0.471	0.546	0.473	0.545	0.465	0.466	0.461	0.470	0.470	0.470	0.470	0.470	0.470	0.470	0.470
廃蛍光灯	28	t/年							7.36	8.22	7.08	7.81	7.78	7.97	6.81	6.68	6.99	6.59	5.93	5.17	4.79	4.57	4.66	4.69	4.71	4.73	4.76	4.73
	29	g/人・日							0.377	0.415	0.352	0.387	0.385	0.394	0.338	0.331	0.348	0.330	0.298	0.261	0.242	0.230	0.230	0.230	0.230	0.230	0.230	0.230
側溝清掃汚泥	30	t/年	402.12	366.34	193.16	201.80	202.62	198.54	185.38	57.52	34.32	20.08	40.34	37.66	69.19	75.27	78.12	59.21	71.27	92.21	61.52	59.80	60.94	61.24	61.55	61.85	62.16	61.75
	31	g/人・日	20.660	18.734	9.821	10.305	10.337	10.161	9.501	2.906	1.707	0.994	1.997	1.862	3.434	3.735	3.888	2.963	3.587	4.653	3.104	3.005	3.005	3.005	3.005	3.005	3.005	3.005
側溝清掃汚泥	32	t/年	216.14	194.10	193.16	201.80	202.62	198.54	185.38	57.52	34.32	20.08	40.34	37.66	69.19	75.27	78.12	59.21	71.27	92.21	61.52	59.80	60.94	61.24	61.55	61.85	62.16	61.75
	33	g/人・日	11.105	9.926	9.821	10.305	10.337	10.161	9.501	2.906	1.707	0.994	1.997	1.862	3.434	3.735	3.888	2.963	3.587	4.653	3.104	3.005	3.005	3.005	3.005	3.005	3.005	3.005
側溝清掃汚泥(市町関連分)	34	t/年	185.98	172.24	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																
	35	g/人・日	9.555	8.808	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000																
計	36	t/年	13,635.27	14,030.95	14,255.05	14,299.35	14,116.47	14,260.39	13,115.15	12,985.05	12,673.03	12,789.05	12,805.96	12,624.69	12,059.33	11,692.25	11,618.93	11,494.43	11,338.33	11,282.65	11,129.60	10,990.95	11,202.64	11,257.48	11,313.73	11,369.99	11,426.24	11,351.24
	37	g/人・日	700.551	717.517	724.770	730.179	720.169	729.849	672.190	656.072	630.390	633.367	633.815	624.077	598.483	580.234	578.208	575.231	570.661	569.291	561.579	552.385	552.385	552.385	552.385	552.385	552.385	552.385
可燃ごみ	38	t/年	2,000.88	2,145.58	2,203.16	2,895.41	3,219.73	3,210.60	3,363.47	3,707.54	4,013.94	3,659.93	3,827.15	3,740.94	3,673.49	3,495.49	3,361.52	3,413.47	3,357.79	3,175.21	3,298.68	3,348.55	3,348.55	3,348.55	3,348.55	3,348.55	3,348.55	3,348.55
		t/日	5.482	5.878	6.036	7.933	8.821	8.796	9.215	10.158	10.997	10.027	10.485	10.249	10.064	9.577	9.210	9.352	9.199	8.699	9.037	9.174	9.174	9.174	9.174	9.174	9.174	9.174
承認事業所分	39	t/年	702.57	833.27	817.82	772.96	777.55	712.82	612.42	650.85	798.80	713.17	674.99	694.44	639.58	615.44	597.74	596.86	591.52	653.83	667.24	675						



ごみ処理量の見込み

ごみ処理量の見込みとは、ごみ発生量の見込みから排出抑制量を差し引いたごみ量の見込みです。

		実 績															将 来 予 測											
		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
総人口	1	人	53,325	53,575	53,886	53,653	53,703	53,531	53,455	54,225	55,078	55,321	55,355	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513						
計画収集人口	2	人	53,325	53,575	53,886	53,653	53,703	53,531	53,455	54,225	55,078	55,321	55,355	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513	55,563	55,835	56,114	56,393	56,672	56,300
可燃ごみ	3	t/年	11,743.20	12,082.96	12,529.25	12,537.82	12,200.48	11,764.26	11,768.23	11,638.56	11,373.36	11,524.16	11,511.50	11,372.35	10,849.44	10,516.93	10,420.36	10,344.10	10,241.37	10,182.23	10,120.41	9,980.00	10,104.08	10,085.51	10,068.00	10,050.27	10,032.32	9,899.69
	4	g/人・日	603.341	617.900	637.025	640.229	622.423	602.097	603.156	588.040	565.741	570.724	569.747	562.170	538.438	521.908	518.562	517.663	515.450	513.767	510.657	501.577	498.216	494.878	491.563	488.269	484.998	481.749
定期収集	5	t/年	11,703.73	12,043.70	12,474.65	12,471.12	12,124.36	11,345.64	11,711.27	11,582.13	11,370.13	11,504.45	11,499.68	11,369.72	10,849.44	10,516.93	10,420.36	10,344.10	10,241.37	10,182.23	10,120.41	9,980.00						
随時収集	6	t/年	39.47	39.26	54.60	66.70	76.12	418.62	56.96	56.43	3.23	19.71	11.82	2.63														
粗大ごみ	7	t/年	456.98	520.34	750.83	796.82	933.91	1,357.85	161.91	174.06	160.78	138.32	143.27	144.04	131.25	109.89	115.57	114.41	87.92	95.17	101.16	110.86	111.26	110.09	108.94	107.80	106.67	104.34
	8	g/人・日	23.479	26.609	38.174	40.689	47.645	69.495	8.298	8.794	7.998	6.850	7.091	7.120	6.514	5.453	5.751	5.726	4.425	4.802	5.104	5.572	5.486	5.402	5.319	5.237	5.157	5.078
定期収集	9	t/年	335.19	361.36	580.77	636.41	826.97	1,210.27																				
随時収集	10	t/年	113.75	125.28	122.01	101.49	75.42	105.50	139.13	156.91	139.55	119.53	125.67	130.12	131.25	109.89	115.57	114.41	87.92	95.17	101.16	110.86						
市町分	11	t/年	8.04	33.70	48.05	58.92	31.52	42.08	22.78	17.15	21.23	18.79	17.60	13.92														
資源ごみ	12	t/年	1,028.21	1,054.14	770.20	750.99	768.89	930.08	981.14	1,095.61	1,086.38	1,086.06	1,092.03	1,053.15	991.63	973.95	986.94	960.82	922.58	898.73	832.41	826.36	813.40	789.81	767.42	746.07	725.70	698.19
	13	g/人・日	52.827	53.907	39.159	38.348	39.226	47.602	50.286	55.356	54.039	53.786	54.049	52.060	49.213	48.333	49.114	48.084	46.434	45.347	42.002	41.531	40.107	38.754	37.469	36.246	35.083	33.976
カン類	14	t/年	244.01	243.62	160.78	136.88	135.28	135.82	148.85	178.13	156.38	137.59	138.94	154.15	124.08	130.93	128.82	122.01	117.85	109.51	99.53	90.68	85.86	80.16	74.84	69.87	65.23	60.20
	15	g/人・日	12.537	12.458	8.175	6.990	6.901	6.951	7.629	9.000	7.779	6.814	6.877	7.620	6.158	6.497	6.411	6.106	5.931	5.526	5.022	4.557	4.234	3.933	3.654	3.395	3.154	2.930
ビン類	16	t/年	419.98	416.44	364.65	346.72	355.02	348.03	347.08	354.64	352.89	375.18	372.18	355.88	343.72	336.11	353.86	335.16	323.66	320.21	306.83	304.23	301.16	293.93	286.89	280.02	273.31	263.70
	17	g/人・日	21.578	21.296	18.540	17.705	18.112	17.812	17.789	17.918	17.554	18.580	18.421	17.592	17.058	16.680	17.610	16.773	16.290	16.157	15.482	15.290	14.850	14.423	14.007	13.604	13.213	12.832
その他不燃物	18	t/年	364.22	394.08	241.93	238.12	238.09	242.21	265.36	322.40	337.66	320.96	329.11	286.50	277.63	267.82	261.51	256.85	240.17	231.72	194.90	196.04	187.96	177.67	167.96	158.78	150.10	140.26
	19	g/人・日	18.713	20.153	12.300	12.159	12.146	12.396	13.600	16.289	16.796	15.895	16.289	14.163	13.778	13.291	13.014	12.854	12.088	11.692	9.834	9.853	9.268	8.718	8.201	7.714	7.256	6.826
ペットボトル	20	t/年			2.84	29.27	40.20	55.85	59.31	64.16	70.18	73.60	77.28	81.49	79.64	78.71	81.92	79.96	81.03	82.89	80.55	83.49	85.10	85.51	85.94	86.37	86.80	86.23
	21	g/人・日			0.144	1.495	2.051	2.858	3.040	3.242	3.491	3.645	3.825	4.028	3.952	3.906	4.077	4.002	4.078	4.182	4.064	4.196	4.196	4.196	4.196	4.196	4.196	4.196
その他プラスチック類	22	t/年					0.30	148.17	160.54	176.28	169.27	178.73	174.52	175.13	166.56	160.38	160.83	166.84	159.87	154.40	150.60	151.92	153.31	152.54	151.78	151.02	150.27	147.80
	23	g/人・日					0.015	7.583	8.228	8.907	8.420	8.851	8.638	8.657	8.266	7.959	8.004	8.349	8.046	7.791	7.599	7.635	7.560	7.485	7.411	7.337	7.264	7.192
有害ごみ	24	t/年	4.76	7.17	11.61	11.92	10.57	9.66	18.49	19.30	18.19	20.43	18.82	17.49	17.82	16.21	17.94	15.89	15.19	14.31	14.10	13.93	13.49	12.88	12.32	11.78	11.28	10.68
	25	g/人・日	0.245	0.367	0.590	0.609	0.539	0.494	0.948	0.975	0.905	1.012	0.931	0.865	0.884	0.804	0.893	0.795	0.765	0.722	0.712	0.700	0.665	0.631	0.599	0.569	0.540	0.513
廃乾電池	26	t/年	4.76	7.17	11.61	11.92	10.57	9.66	11.13	11.08	11.11	12.62	11.04	9.52	11.01	9.53	10.95	9.30	9.26	9.14	9.31	9.36	9.23	8.98	8.74	8.50	8.27	7.95
	27	g/人・日	0.245	0.367	0.590	0.609	0.539	0.494	0.570	0.560	0.553	0.625	0.546	0.471	0.546	0.473	0.545	0.465	0.466	0.461	0.470	0.470	0.455	0.441	0.427	0.413	0.400	0.387
廃蛍光灯	28	t/年							7.36	8.22	7.08	7.81	7.78	7.97	6.81	6.68	6.99	6.59	5.93	5.17	4.79	4.57	4.25	3.90	3.58	3.28	3.01	2.73
	29	g/人・日							0.377	0.415	0.352	0.387	0.385	0.394	0.338	0.331	0.348	0.330	0.298	0.261	0.242	0.230	0.210	0.191	0.175	0.160	0.146	0.133
側溝清掃汚泥	30	t/年	402.12	366.34	193.16	201.80	202.62	198.54	185.38	57.52	34.32	20.08	40.34	37.66	69.19	75.27	78.12	59.21	71.27	92.21	61.52	59.80	55.58	50.93	46.67	42.77	39.19	35.50
	31	g/人・日	20.660	18.734	9.821	10.305	10.337	10.161	9.501	2.906	1.707	0.994	1.997	1.862	3.434	3.735	3.888	2.963	3.587	4.653	3.104	3.005	2.741	2.499	2.279	2.078	1.895	1.728
側溝清掃汚泥	32	t/年	216.14	194.10	193.16	201.80	202.62	198.54	185.38	57.52	34.32	20.08	40.34	37.66	69.19	75.27	78.12	59.21	71.27	92.21	61.52	59.80	55.58	50.93	46.67	42.77	39.19	35.50
	33	g/人・日	11.105	9.926	9.821	10.305	10.337	10.161	9.501	2.906	1.707	0.994	1.997	1.862	3.434	3.735	3.888	2.963	3.587	4.653	3.104	3.005	2.741	2.499	2.279	2.078	1.895	1.728
側溝清掃汚泥(市町関連分)	34	t/年	185.98	172.24	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																
	35	g/人・日	9.555	8.808	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000																
計	36	t/年	13,635.27	14,030.95	14,255.05	14,299.35	14,116.47	14,260.39	13,115.15	12,985.05	12,673.03	12,789.05	12,805.96	12,624.69	12,059.33	11,692.25	11,618.93	11,494.43	11,338.33	11,282.65	11,129.60	10,990.95	11,097.80	11,049.22	11,003.34	10,958.68	10,915.16	10,748.41
	37	g/人・日	700.551	717.517	724.770	730.179	720.169	729.849	672.190	656.072	630.390	633.367	633.815	624.077	598.483	580.234	578.208	575.231	570.661	569.291	561.579	552.385	547.215	542.166	537.230	532.403	527.678	523.050
可燃ごみ	38	t/年	2,000.88	2,145.58	2,203.16	2,895.41	3,219.73	3,210.60	3,363.47	3,707.54	4,013.94	3,659.93	3,827.15	3,740.94	3,673.49	3,495.49	3,361.52	3,413.47	3,357.79	3,175.21	3,298.68	3,348.55	3,333.88	3,314.19	3,294.88	3,275.84	3,257.07	3,230.54
		t/日	5.482	5.878	6.036	7.933	8.821	8.796	9.215	10.158	10.997	10.027	10.485	10.249	10.064	9.577	9.210	9.352	9.199	8.699	9.037	9.174	9.134	9.080	9.027	8.975	8.923	8.851
承認事業所分	39	t/年	702.57	833.27	817.82	772.96	777.55	712.82	612.42	650.85	798.80	713.17	674.99	694.44	639.58	615.44	597.74	596.86	591.52	653.83	667.24	675.72						
許可業者分	40	t/年	1,274.09	1,278.63	1,353.43	2,081.75	2,407.99	2,460.24	2,707.12	3,002.02	3,200.03																	

	その他プラスチック類	51	t/年															0.85	0.83	0.73	0.74	0.74	0.73	0.72	0.71	0.70	0.69	0.68					
	側溝清掃汚泥	52	t/年	1.40	1.88	0.02	0.00	0.00	0.14	0.90	0.00	0.00	0.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
			t/日	0.004	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
	住民直接搬入分	53	t/年	1.40	1.88	0.02	0.00	0.00	0.14	0.90	0.00	0.00	0.37																				
	その他	54	t/年																														
	計	55	t/年	2,100.44	2,237.64	2,266.20	2,980.01	3,294.58	3,320.58	3,520.62	3,822.83	4,119.85	3,777.96	3,987.40	3,955.74	3,835.57	3,685.47	3,583.64	3,640.06	3,508.27	3,304.03	3,444.18	3,487.29	3,478.36	3,458.80	3,439.71	3,420.95	3,402.52	3,374.73				
			t/日	5.755	6.131	6.209	8.164	9.026	9.097	9.646	10.474	11.287	10.351	10.924	10.838	10.508	10.097	9.818	9.973	9.612	9.052	9.436	9.554	9.530	9.476	9.424	9.372	9.322	9.246				
		56	t/年	15,735.71	16,268.59	16,521.25	17,279.36	17,411.05	17,580.97	16,635.77	16,807.88	16,792.88	16,567.01	16,793.36	16,580.43	15,894.90	15,377.72	15,202.57	15,134.49	14,846.60	14,586.68	14,573.78	14,478.24	14,576.16	14,508.02	14,443.05	14,379.63	14,317.68	14,123.14				
		57	g/人・日	808.468	831.945	839.990	882.350	888.247	899.797	852.632	849.221	835.322	820.467	831.166	819.621	788.835	763.127	756.546	757.395	747.233	736.003	735.366	727.650	718.728	711.883	705.171	698.602	692.168	687.274				
集 団 回 収 ・ 拠 点 回 収	古紙	58	t/年																														
	カン類	59	t/年																														
	ビン類	60	t/年																														
	その他不燃物	61	t/年																														
	ペットボトル	62	t/年																														
	古繊維等	63	t/年																														
	計	64	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,028.05	2,037.98	2,048.16	2,058.34	2,068.53	2,054.95				
	紙パック	65	t/年			1.40	1.20	1.50	1.40	2.30	2.30	2.00	2.40	2.00	2.00	1.00	1.00	2.50	2.80	2.10	1.60	1.90	1.90	1.76	1.62	1.50	1.38	1.28	1.18				
	トレー	66	t/年																														
	アルミ缶	67	t/年																														
ペットボトル	68	t/年																															
卵パック	69	t/年																															
計	70	t/年			1.40	1.20	1.50	1.40	2.30	2.30	2.00	2.40	2.00	2.00	1.00	1.00	2.50	2.80	2.10	1.60	1.90	1.90	1.76	1.62	1.50	1.38	1.28	1.18					
計	71	t/年			1.40	1.20	1.50	1.40	2.30	2.30	2.00	2.40	2.00	2.00	1.00	1.00	2.50	2.80	2.10	1.60	1.90	1.90	1.76	1.62	1.50	1.38	1.28	1.18					
		72	t/年	15,735.71	16,268.59	16,522.65	17,280.56	17,412.55	17,582.37	16,638.07	16,810.18	16,794.88	16,569.41	16,795.36	16,582.43	15,895.90	15,378.72	15,205.07	15,137.29	14,848.70	14,588.28	14,575.68	14,480.14	16,605.96	16,547.62	16,492.71	16,439.36	16,387.49	16,179.27				
		73	g/人・日	808.468	831.945	840.061	882.411	888.323	899.869	852.750	849.337	835.422	820.586	831.265	819.720	788.885	763.177	756.670	757.535	747.339	736.084	735.462	727.746	818.815	811.963	805.245	798.669	792.229	787.332				